

第3次 おおい町 食育・地産地消 推進計画



福井県 おおい町

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

ごあいさつ

我が国では、安定的な地場産物の確保や郷土料理の後世への継承などに加え、廃棄される食品、いわゆるフードロス問題がある一方で、日本の食料自給率はカロリーベースでわずか38%にとどまっているなど、「食」や「地産地消」に関するさまざまな課題が生じています。



このような中、町では平成30年3月に「第2次おい町食育・地産地消推進計画」を策定し、町の豊かな自然を生かし「食」に関する知識や関心を深め、「地産地消」の推進により、地場産業・地域の活性化を図りながら、町への愛着を育むことを目的に、さまざまな活動を展開してまいりました。今般、計画期間が終了し、食育活動のこれまでの成果や社会情勢の変化による課題なども踏まえ、『食と健康長寿のまちづくり』『食文化を知り、実践する』『安全安心、おいしさ届ける地産地消』の3つの基本目標を柱に、令和5年度から令和9年度を計画期間として「第3次おい町食育・地産地消推進計画」を策定いたしました。

この計画では、「食」に関するさまざまな経験を通して多くの人との交流を促進し、これまで以上に生産者や消費者等が一体となって、農林水産業の役割や健康と生命を支える食の大切さ、地域の食文化への理解を深めてまいります。また、環境負荷を低減し、自給率の向上を図ることができるとともに、ふるさとへの愛着の醸成を目指してまいります。

町民の皆様や各種団体の連携のもと、本計画の推進に向けて、取り組みを進めてまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、ご尽力賜りました、おい町食育・地産地消推進計画策定委員会委員の皆様、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、関係各位に心からお礼申し上げます。

令和5年3月

おい町長 **中塚 寛**

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
第2章 おおい町における現状と課題	3
1. 統計データからみる現状	3
2. 住民アンケート結果からみる現状	11
3. 第2次計画の評価、課題のまとめ	25
第3章 計画の基本的な考え方	27
1. 基本理念	27
2. 基本目標	28
3. 推進の主体	29
4. 数値目標の設定	30
5. 施策体系	32
第4章 取り組みの方向性	33
1. 食と健康長寿の「まちづくり」	33
2. 「食文化」を知り、実践する	39
3. 安全安心、おいしさ届ける「地産地消」	42
第5章 計画の推進体制	47
1. 計画の推進	47
2. 計画の評価・点検	48
資料編	49
1. 食育・地産地消に関する取り組みの紹介	49
2. 計画の策定経過	55
3. おおい町食育・地産地消推進計画策定委員会委員名簿	55
4. おおい町食育・地産地消推進計画策定委員会設置要綱	56
5. おおい町地産地消の推進に関する条例	58
6. 食育基本法（抜粋）	61
7. 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の用促進に関する法律（抜粋） ..	62

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「食」は命の源であり、私たち人間が生きていくために欠かせないものです。また、国民が健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることやそれを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。

しかしながら、我が国の食をめぐる環境は大きく変化してきており、さまざまな課題を抱えています。高齢化が進行する中で、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防が引き続き国民的課題であり、栄養バランスに配慮した食生活の重要性は増しています。人口減少、少子高齢化、世帯構造の変化や中食市場の拡大が進行するとともに、食に関する国民の価値観や暮らしのあり方も多様化し、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきています。また、古くから各地で育まれてきた地域の伝統的な食文化が失われていくことも危惧されています。

このような状況の改善に向け、国では、「食」についてのあり方を方向づけ、国民が生涯にわたって健康で豊かな人間性を育めるよう、「食育」を国民運動として推進していくために、食育に対する基本理念を定めた「食育基本法」が平成17年に施行され、翌年「食育推進基本計画」が策定されました。そして平成23年には「第2次食育推進基本計画」、平成28年には「第3次食育推進基本計画」、令和3年には「第4次食育推進基本計画」が策定されました。また、地産地消については、平成23年3月に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」が施行され、令和3年4月には「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」が改めて示され、地域の農林水産物の利用の促進に関する目標や施策が提示されています。

福井県では、平成21年3月に「ふくい食育・地産地消推進計画」、平成26年3月に「第2次ふくい食育・地産地消推進計画」、平成31年3月に「第3次ふくい食育・地産地消推進計画」が策定され、「食育」「地産地消」の2本柱をもとに施策の充実が図られています。

周囲を山と海で囲まれたおおい町は、平成22年9月に「おおい町地産地消の推進に関する条例」を制定し、農林水産業の活性化に取り組むとともに、平成25年3月に「おおい町食育・地産地消推進計画」、平成30年3月には「第2次おおい町食育・地産地消推進計画」（以下「第2次計画」とする。）を策定しました。

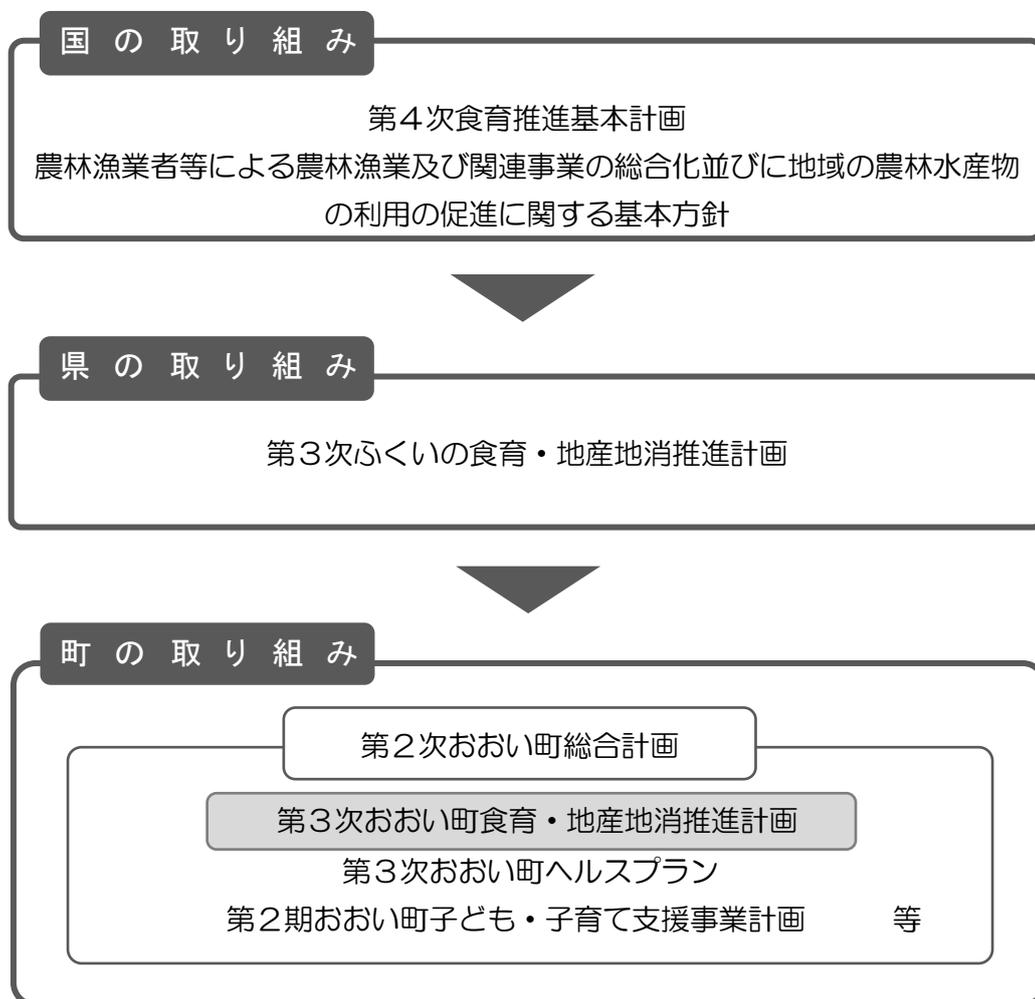
町では、その第2次計画に基づき、椎茸や自然薯、梅、名田庄漬、へしこ、じゃこ天といった自然豊かな特産品を活かし、農林水産業の体験・振興活動、学校給食への地場産食材の活用、道の駅「うみんぴあ大飯」での特産物直売所の設置等を行い、住民への食育活動、地産地消活動を各機関や地域住民との協働によって推進することで、食の基盤を整備し、生涯健康で豊かに暮らせる町を目指してきました。

今回、第2次計画が令和4年度で満了となるにあたり、計画の評価を行い、おおい町における食育・地産地消の取り組みをより効果的に展開するため、新たに「第3次おおい町食育・地産地消推進計画」（以下「第3次計画」とする。）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

第3次計画は、食育基本法第18条第1項及び六次産業化法第41条第1項並びにおおい町地産地消の推進に関する条例第8条第1項に基づく、市町村食育・地産地消推進計画として位置づけます。第2次計画で示したおおい町としての食育・地産地消に関する基本的な考え方や具体的な取り組みを継承し、行政、教育関係者、農林水産業者、食品関連事業者・団体及び地域住民がそれぞれの役割に応じて連携・協働しながら食育・地産地消に取り組んでいくための基本となるものです。

また、国の食育推進基本計画や地産地消促進基本方針、福井県が進める食育・地産地消推進計画、おおい町地産地消の推進に関する条例、その他おおい町が策定する関連計画との整合性を図りつつ、食育・地産地消を総合的に推進していきます。



3. 計画の期間

第3次計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等によって見直しが必要になった場合には、随時見直しを行うこととします。

第2章 おおい町における現状と課題

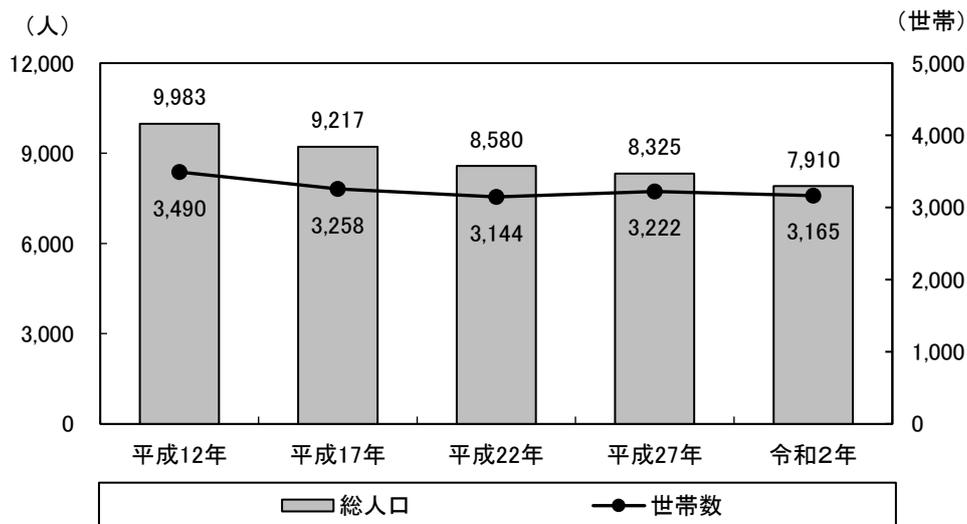
1. 統計データからみる現状

(1) 人口の状況

① 総人口・世帯数

総人口の推移をみると、平成12年以降は減少傾向で推移しています。一方、世帯数については、平成27年に増加したものの、令和2年には再び減少しています。

■ 総人口・世帯数の推移

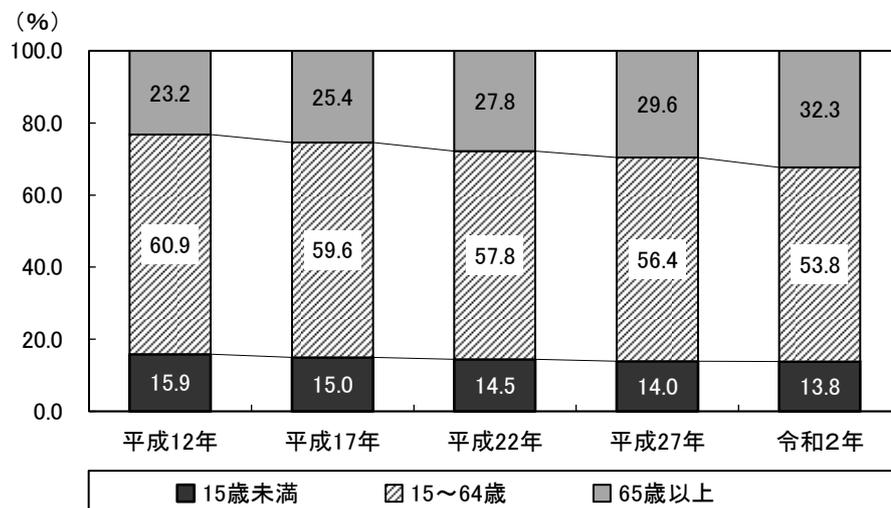


資料: 国勢調査

② 人口構成割合

年齢3区分別の人口構成割合の推移をみると、平成12年から令和2年にかけて年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少しており、高齢者人口（65歳以上）の割合が増加しています。令和2年には、高齢者人口が3割を超え、少子高齢化が進んでいます。

■ 人口構成割合の推移

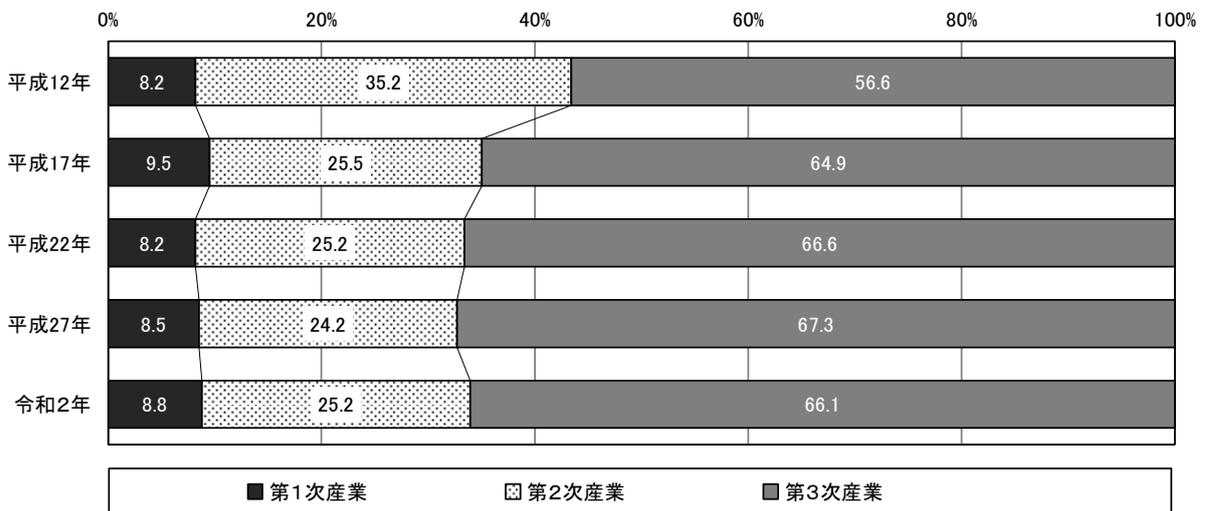


資料: 国勢調査 ※年齢不詳を除く

(2) 就労者の状況

①産業別就業者割合

産業別就業者割合の推移をみると、平成12年以降、第1次産業、第2次産業の就業者割合が減少傾向にあり、第3次産業の就業者割合が増加していましたが、令和2年には、第1次産業、第2次産業の就業者割合はわずかですが増加となっています。

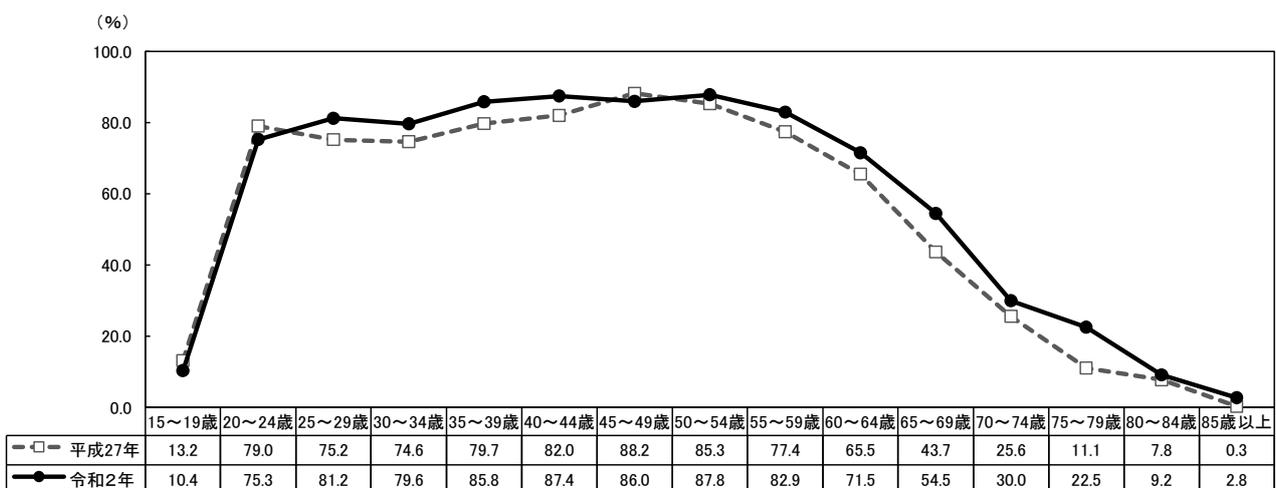


資料：国勢調査

②女性の年齢別労働力率

令和2年の女性の労働力率をみると、30代前半に低下し、その後上昇する、ゆるやかなM字カーブを描いています。令和2年は平成27年に比べ、20代前半と40代後半を除き労働力率が上回り、全体的に高くなっています。

■女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査

(3) 生産の状況

①農家数の状況

令和2年のおおい町の総農家数は、525戸となっています。おおい町の総農家数における割合は、自給的農家が52.0%と福井県よりも高く、販売農家が48.0%となっています。

平成27年と比較すると、おおい町の総農家数は減少しており、販売農家、特に兼業農家の大幅な減少がみられます。

■農家数の状況

単位：戸

	おおい町				福井県			
	平成27年	総農家数における割合(%)	令和2年	総農家数における割合(%)	平成27年	総農家数における割合(%)	令和2年	総農家数における割合(%)
総農家数	665	100.0	525	100.0	22,872	100.0	16,058	100.0
販売農家	351	52.8	252	48.0	15,245	66.7	9,777	60.9
専業農家	64	9.6	45	8.6	2,468	10.8	2,076	12.9
兼業農家	287	43.2	210	40.0	12,777	55.9	7,795	48.5
自給的農家	314	47.2	273	52.0	7,627	33.3	6,281	39.1

資料：平成27年・令和2年農林業センサス

※令和2年の福井県、おおい町の専業農家、兼業農家を合わせた販売農家数の合計は合致せず

②経営耕地面積の状況

令和2年の経営耕地面積の状況をみると、おおい町では田の面積が577haと経営耕地面積の95.4%を占めており、福井県よりも若干高い割合となっています。一方、畑（樹園地を除く）は経営耕地面積の3.1%で、福井県よりも低い割合となっています。

■経営耕地のある農家数と経営耕地面積の状況

	田			畑（樹園地を除く）			樹園地		
	農家数(戸)	面積(ha)	割合(%)	農家数(戸)	面積(ha)	割合(%)	農家数(戸)	面積(a)	割合(%)
おおい町	250	577	95.4	105	19	3.1	48	9	1.5
福井県	9,866	31,218	95.2	3,248	1,270	3.9	668	305	0.9

資料：令和2年農林業センサス

③漁業経営体の状況

平成30年のおおい町の漁業総経営体数は、80経営体となっており、平成25年より増加しています。おおい町の総経営体における割合は、個人経営体が92.5%、会社が7.5%となっています。会社の割合は、福井県よりも高い割合となっています。

平成25年と比較すると、個人経営体、会社とも増加しています。

■漁業経営体の状況

単位：経営体

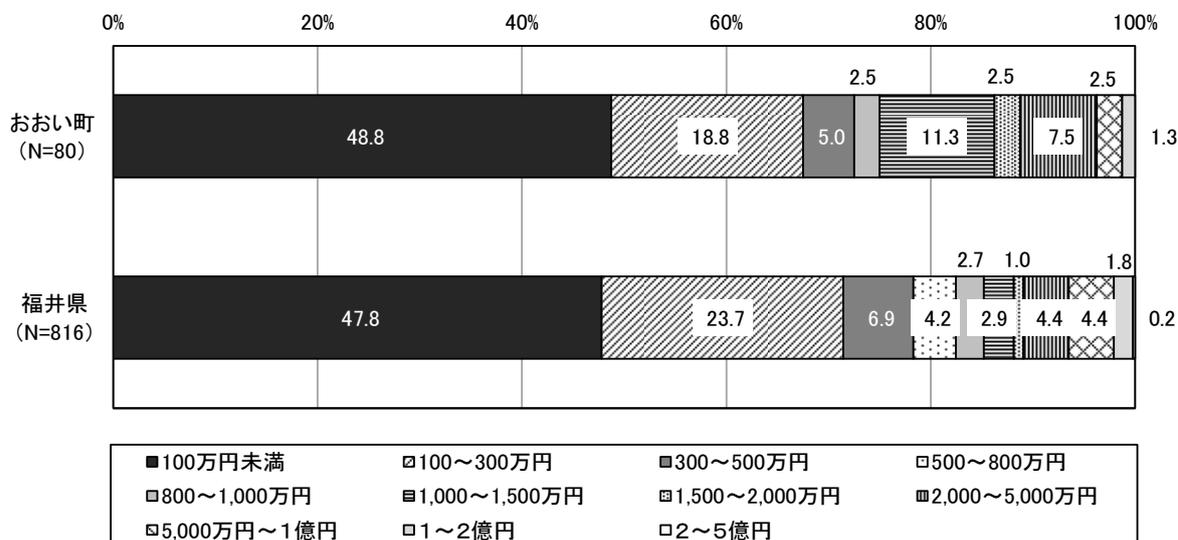
	おおい町				福井県			
	平成25年	総経営体における割合 (%)	平成30年	総経営体における割合 (%)	平成25年	総経営体における割合 (%)	平成30年	総経営体における割合 (%)
総経営体数	75	100.0	80	100.0	1,012	100.0	816	100.0
個人経営体	72	96.0	74	92.5	970	95.8	778	95.3
- 専業	3	4.0	—	—	255	25.2	223	27.3
- 兼業	69	92.0	—	—	715	70.7	555	68.0
会社	3	4.0	6	7.5	21	2.1	21	2.6
漁業協同組合	0	0.0	0	0.0	1	0.1	1	0.1
漁業生産組合	0	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0
共同経営	0	0.0	0	0.0	18	1.8	16	2.0
その他	0	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0

資料：平成25・30年漁業センサス

④漁獲販売金額別の状況

平成30年の販売金額別に漁業経営体の状況をみると、「100万円未満」が48.8%と最も高く、次いで「100～300万円」が18.8%、「1,000～1,500万円」が11.3%となっています。

■販売金額別経営体の状況(平成30年)



資料：平成30年漁業センサス

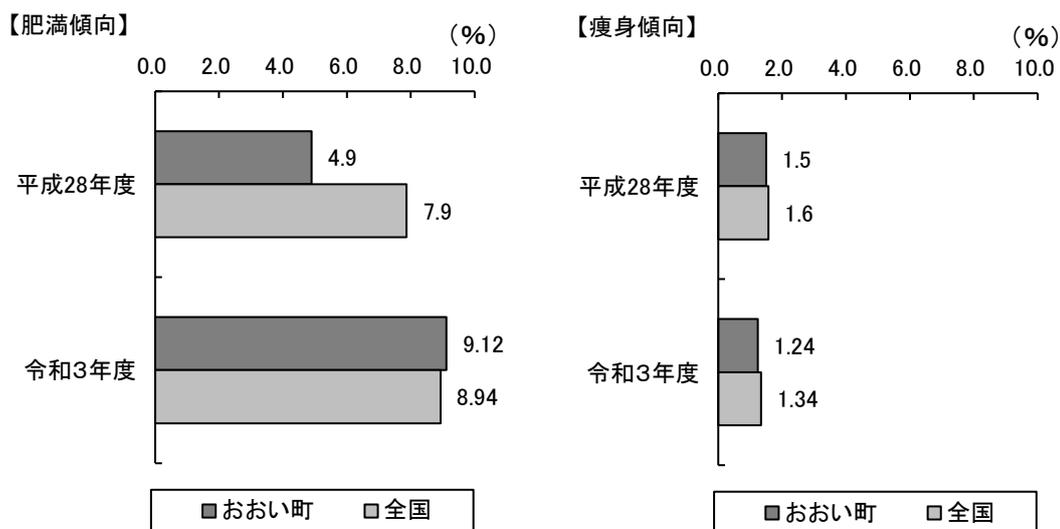
(4) 健康の状況

①子どもの肥満・瘦身の状況

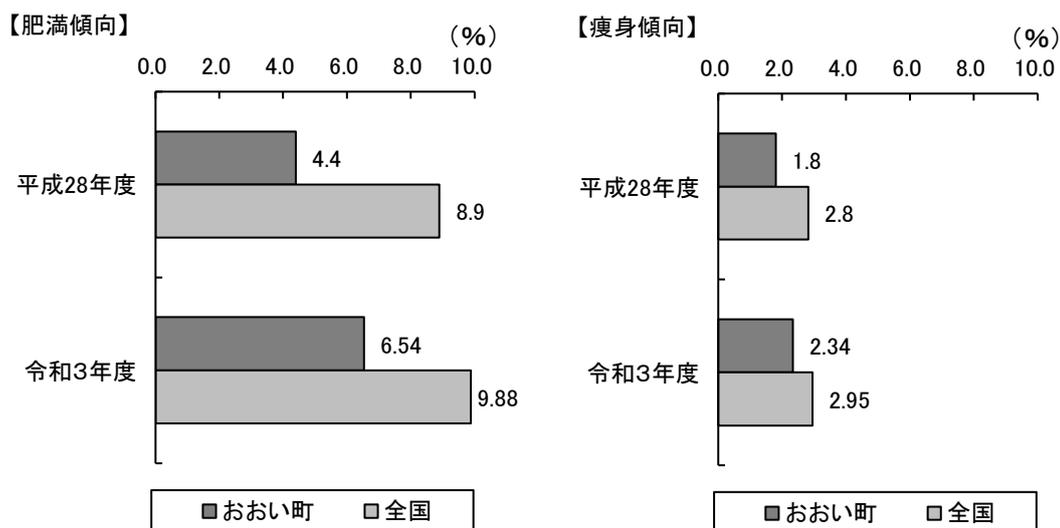
肥満・瘦身の状況を見ると、平成28年度から令和3年度にかけて、小学生、中学生ともに肥満傾向の割合は増加しています。また、痩身傾向については、小学生、中学生はともに割合が減少し、改善されています。

全国平均と比較すると、令和3年度は小学生の肥満傾向を除き、小学生、中学生いずれも全国平均を下回っています。

■小学生の肥満・瘦身の状況



■中学生の肥満・瘦身の状況

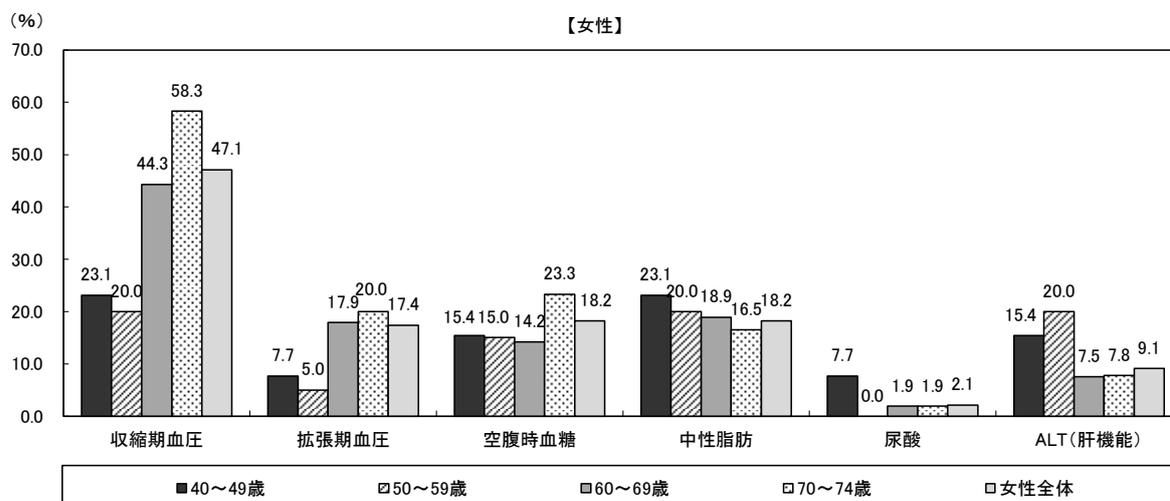
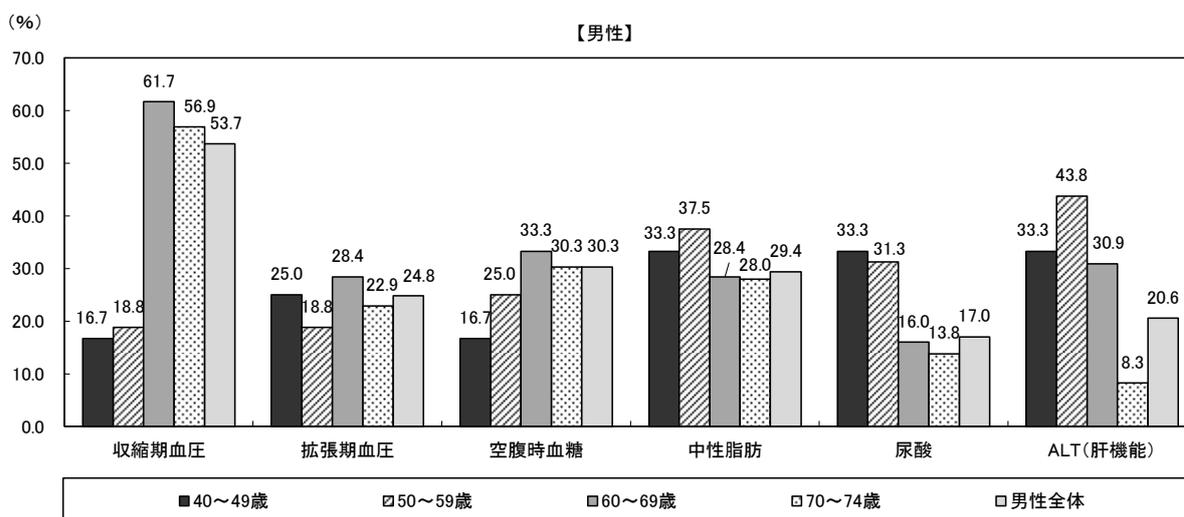


資料：学校保健統計

②特定健診での各健診項目の基準値超過者の割合

特定健診での各健診項目の基準値超過者の割合は、各項目において女性よりも男性の方が高い傾向にあります。男性では60～69歳で「収縮期血圧」と「拡張期血圧」、50～59歳で「中性脂肪」と「ALT（肝機能）」の割合が他の年代と比べ高くなっています。女性では60歳以上で「収縮期血圧」の割合が高くなっています。

■特定健診での各健診項目の基準値超過者の割合（令和3年度）



資料：国保データベース(KDB)システム※

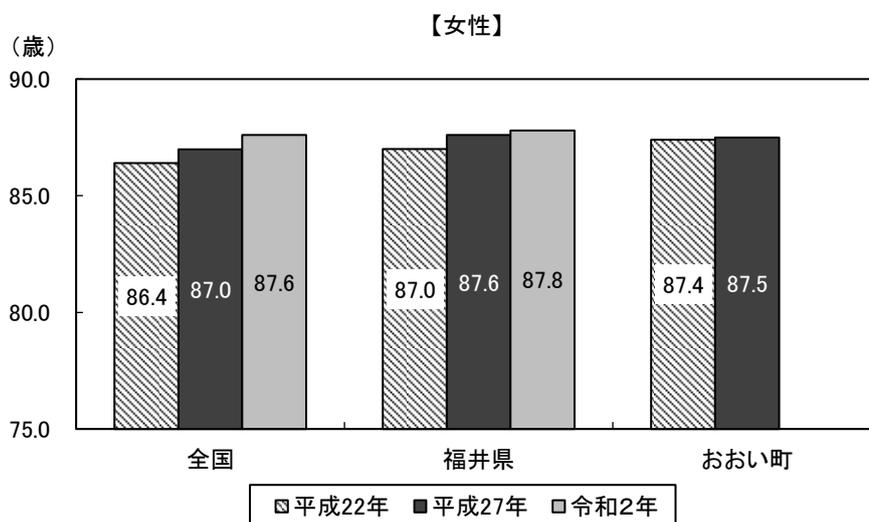
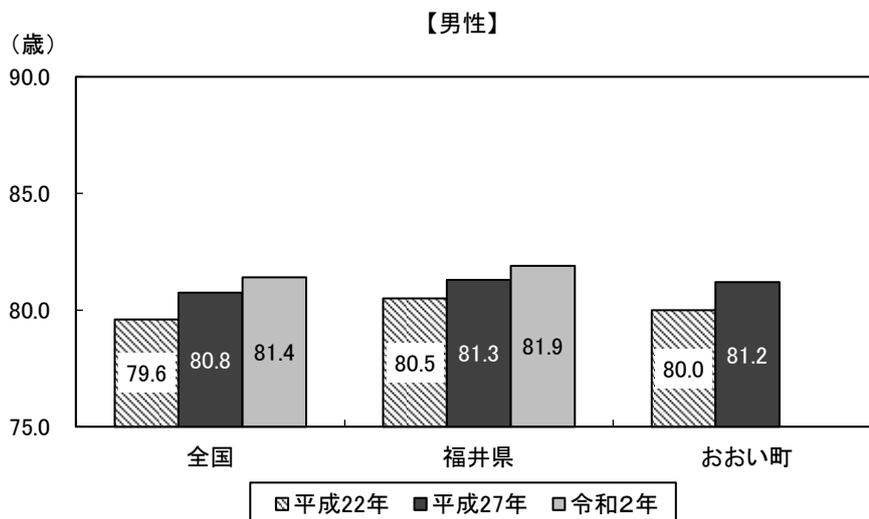
※国保データベース（KDB）システム

国民健康保険団体連合会が管理する「特定健診・特定保健指導」、「医療（後期高齢者医療含む）」、「介護保険」等に係る情報を活用し、統計情報等を保険者向けに情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的としたデータ分析システムです。

③平均寿命

平成 22 年以降の平均寿命を比較すると、全国・福井県の男女とおおい町の男性は延伸していますが、女性はほぼ横ばいとなっています。令和 2 年の市区町村別生命表は公開されていないため、おおい町のデータは未確定となっていますが、平成 27 年までの推移をみると、福井県に近い数値となっており、男女とも令和 2 年も福井県に及ばないものの、国を上回っていると推計されます。

■男女別平均寿命の推移



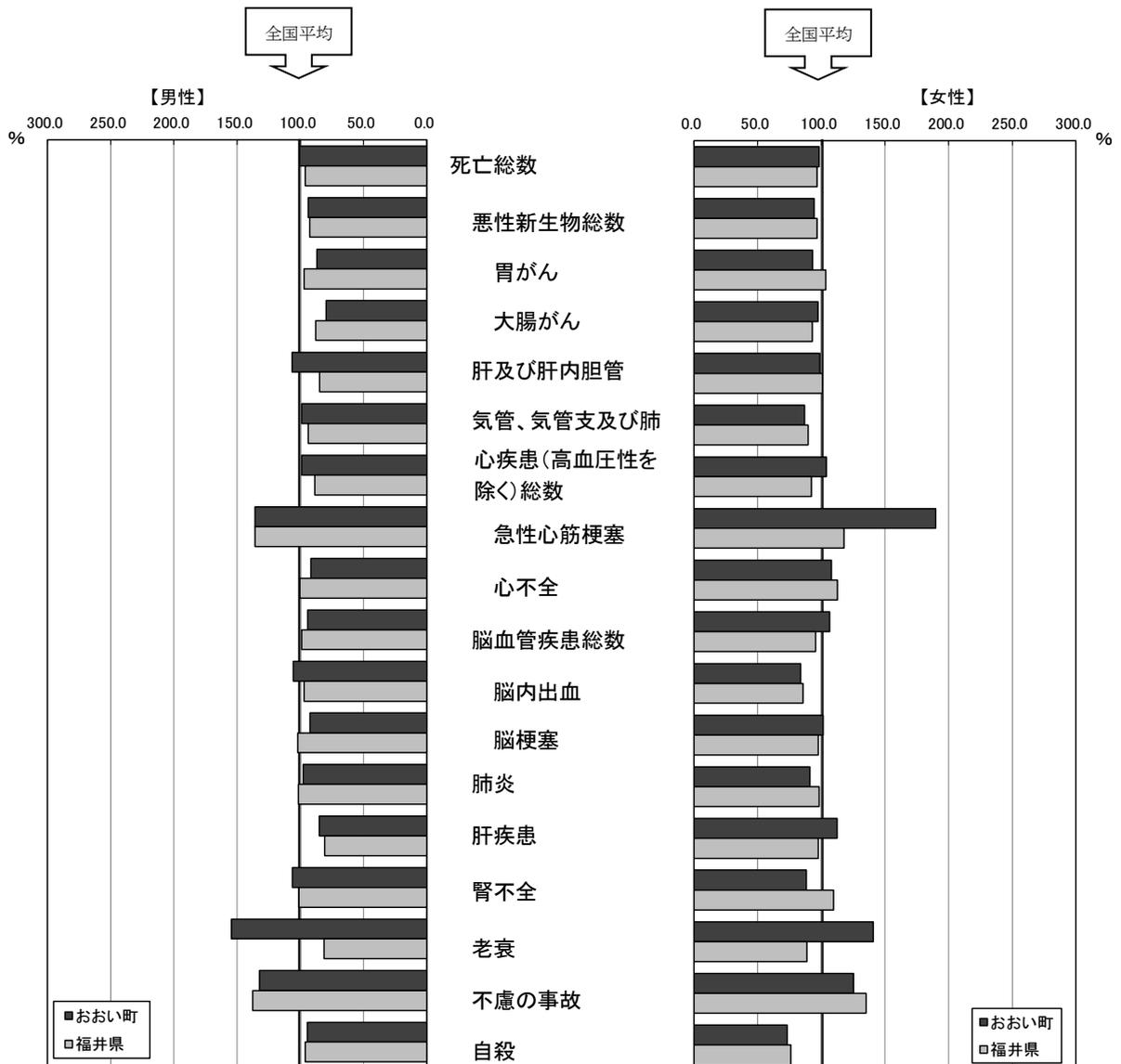
資料:生命表

④標準化死亡比※

標準化死亡比は、男性では「老衰」が最も高く、次いで「急性心筋梗塞」「肝及び肝内胆管」となっています。女性では「急性心筋梗塞」が最も高く、次いで「老衰」「肝疾患」となっています。

県と比較すると、男性では「老衰」「肝及び肝内胆管」「腎不全」「脳内出血」が県を大きく上回っています。女性では「急性心筋梗塞」「老衰」「肝疾患」が県を大きく上回っています。（不慮の事故を除く）

■男女別標準化死亡比(平成 25～29 年)



資料:人口動態保健所・市区町村別統計(平成 25～29 年)

※標準化死亡比

年齢構成の異なる集団間の死亡水準を比較する指標です。基準死亡率(人口 10 万対の死亡数)を対象地域にあてはめた場合に、計算により求められる死亡数と実際に観察された死亡数を比較するものです。全国平均を 100 としており、標準化死亡比が 100 を超える場合は全国平均より死亡率が高いと判断され、100 を下回る場合は死亡率が低いと判断されます。

2. 住民アンケート結果からみる現状

◆調査の目的

住民の皆様の食育・地産地消の取り組みに関する状況を把握し、第3次計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

◆調査の概要

調査対象者：おおい町内の一般世帯・就学前世帯

：おおい町内の小学校及び中学校に通う小学5年生及び中学2年生

調査期間：令和5年1月16日～令和5年1月31日

有効回答数：一般世帯・就学前世帯 428 票（発送数 718 通：回収率 59.6%）

：小学5年生・中学2年生 226 票

◆グラフの見方

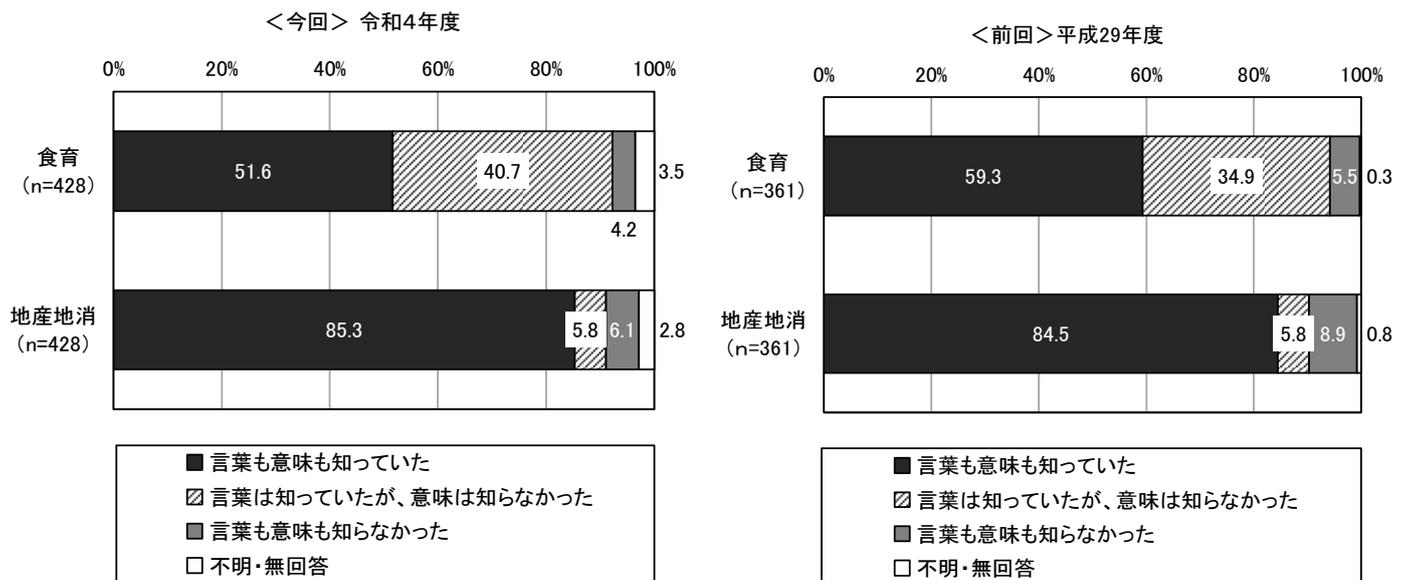
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

(1) 食育・地産地消に関する言葉・意味・関心について

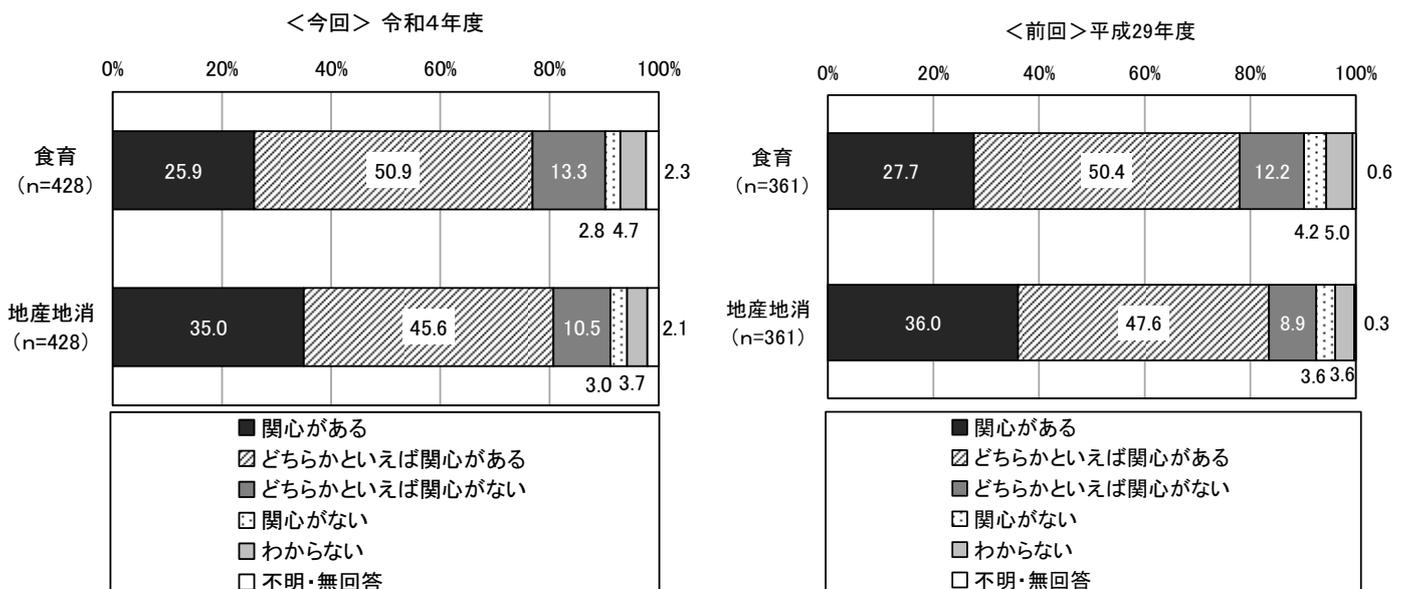
食育という言葉については、「言葉も意味も知っていた」が51.6%で、前回調査より7.7ポイント減少しています。地産地消については「言葉も意味も知っていた」が85.3%で、こちらは前回調査より0.8ポイント増加しています。

食育・地産地消への関心については、『関心がある』（「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」の合計）の割合は、食育が76.8%、地産地消が80.6%となっています。食育、地産地消とも前回調査よりわずかに関心が低くなっています。

■ 食育・地産地消という言葉やその意味を知っていますか。(問5、問7)



■ 食育・地産地消に関心がありますか。(問6、問8)



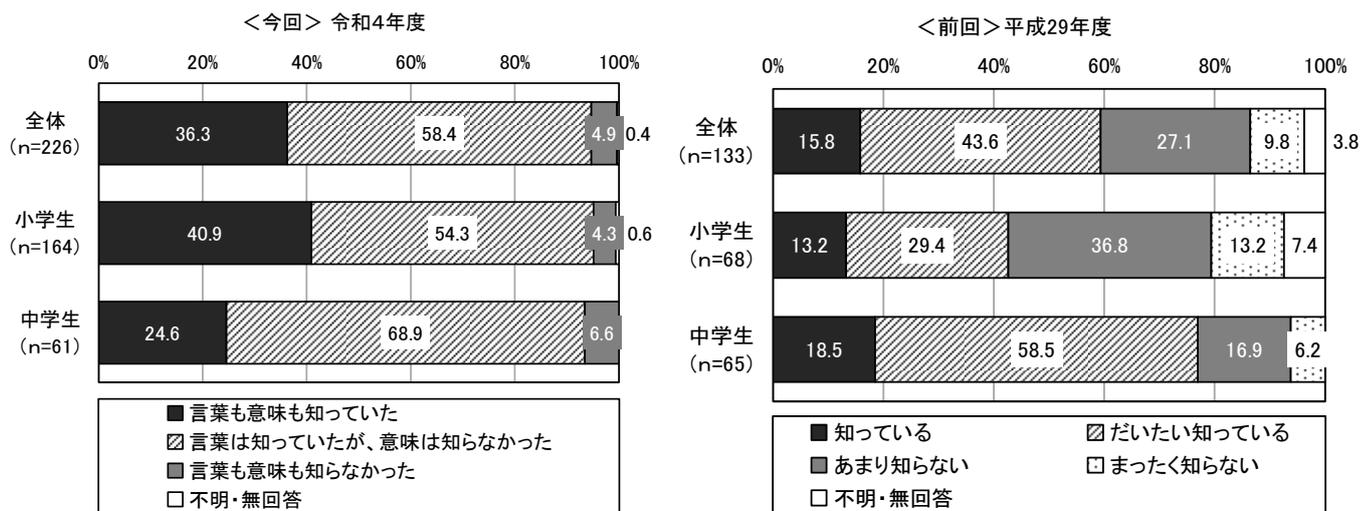
【小中学生】

食育という言葉や意味については、全体で「言葉も意味も知っていた」が36.3%、「言葉は知っていたが、意味は知らなかった」が58.4%となっています。

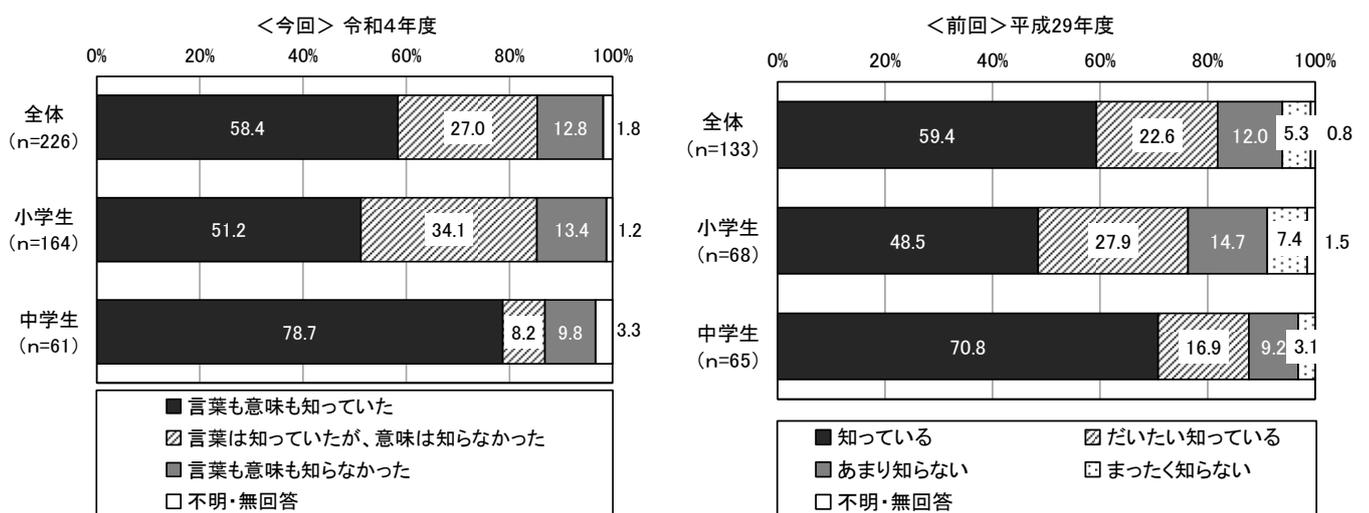
地産地消については、全体で「言葉も意味も知っていた」が58.4%、「言葉は知っていたが、意味は知らなかった」が27.0%となっています。

※食育、地産地消とも今回のアンケートから選択肢を「一般・就学前」アンケートの選択肢に合わせて変更しています。

■食育という言葉やその意味を知っていますか。(小中学生・問2)



■地産地消という言葉やその意味を知っていますか。(小中学生・問4)

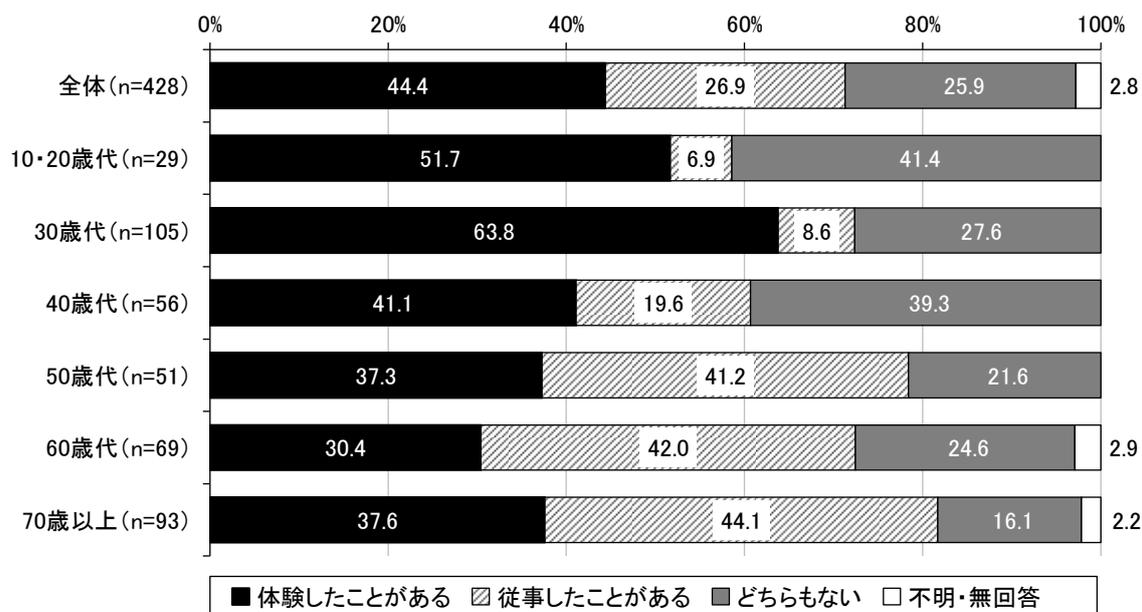


(2) 農林水産業の体験、伝承料理や郷土料理等について

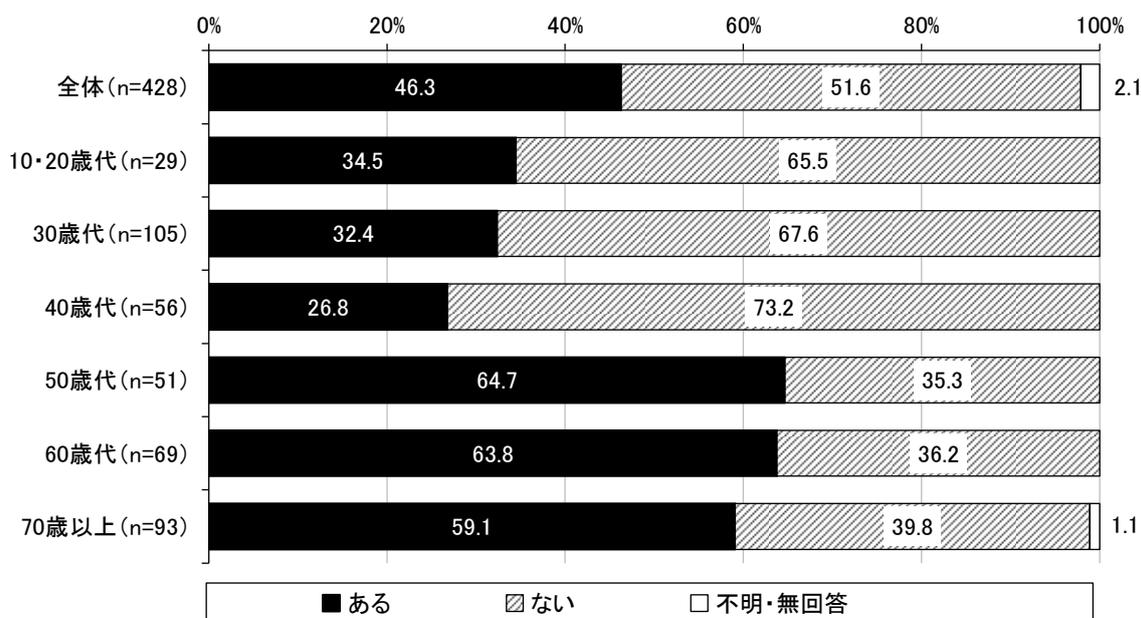
農業体験をした、もしくは農業に従事したことの有無については、「体験したことがある」が44.4%、「従事したことがある」が26.9%となっており、71.3%が農業経験を持っています。

農林水産業に関わる体験をした、もしくは従事したことの有無については、「ある」が46.3%、「ない」が51.6%となっています。年齢別にみると、「ある」は50歳代・60歳代で60%を超えています。

■農業体験をした、もしくは農業に従事したことがありますか。(問10)



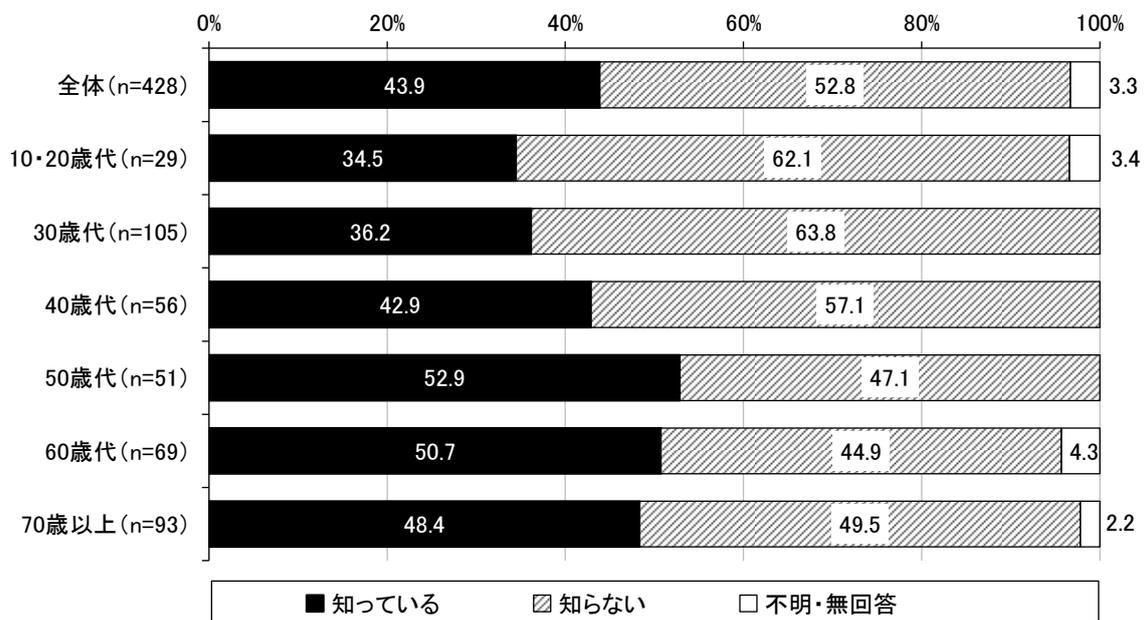
■農林水産業に関わる体験をした、もしくは従事したことがありますか。(問11)



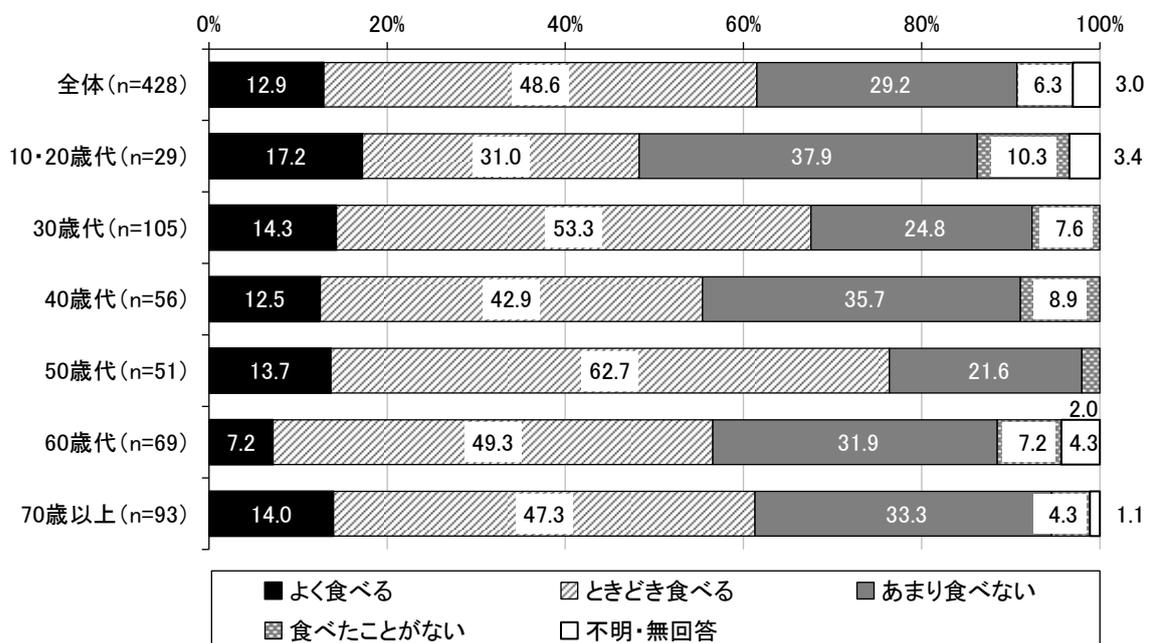
町の伝承料理や郷土料理等については、「知っている」が43.9%（前回42.7%）、「知らない」が52.8%（同55.7%）となっており、「知らない」が「知っている」を8.9ポイント上回っています。前回調査と比較すると「知っている」の割合が増加、「知らない」の割合が減少しています。年齢別にみると、50～60歳代を除いて「知らない」が「知っている」を上回っています。

家庭での伝承料理や郷土料理の食体験については、『食べる』（「よく食べる」と「ときどき食べる」の合計）が61.5%（同56.5%）、「あまり食べない」が29.2%（同30.7%）、「食べたことがない」が6.3%（同8.9%）となっています。前回調査と比較すると『食べる』の割合が増加しています。年齢別にみると、『食べる』の割合は50歳代が最も高く、次いで30歳代となっています。

■町の伝承料理や郷土料理等を知っていますか。（問14）



■あなたの家庭では、季節や行事にあわせて伝承料理や郷土料理を食べていますか。（問15）



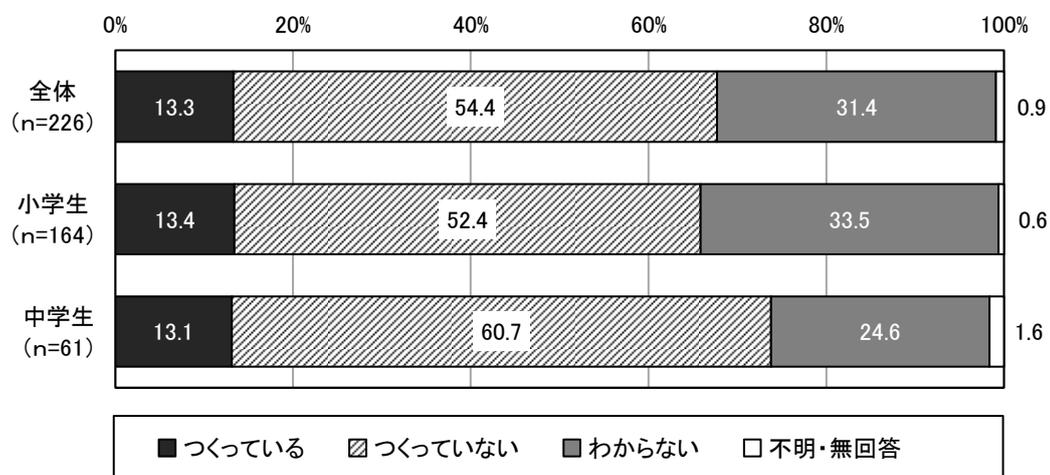
【小中学生】

家庭でおおい町の伝承料理や郷土料理をつくっているかについては、全体で「つくっている」が13.3%（前回10.5%）、「つくっていない」が54.4%（同48.1%）となっており、「つくっていない」が「つくっている」を上回っています。前回調査よりも「つくっている」の割合が増加しています。また、小学生より中学生の方が、「つくっていない」の割合が高くなっています。

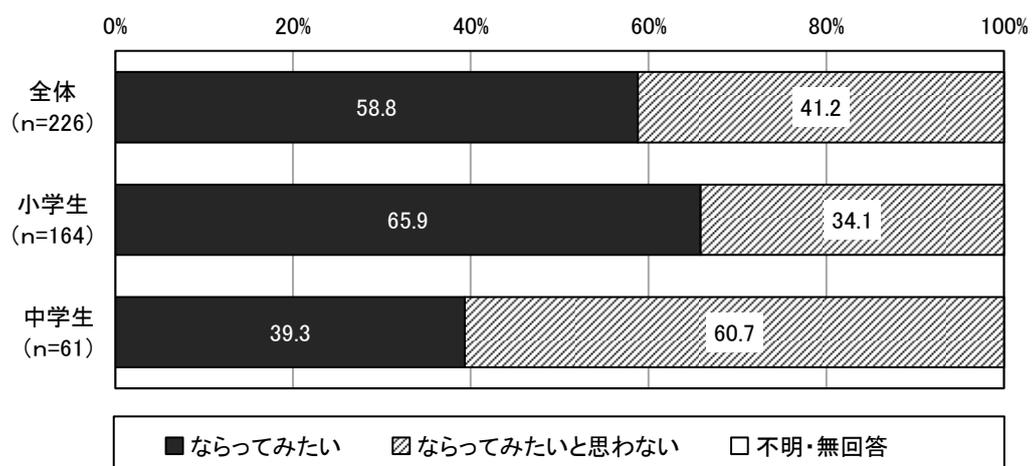
伝承料理や郷土料理をならってみたいと思うかについては、全体で「ならってみたい」が58.8%（同47.4%）、「ならってみたいと思わない」が41.2%（同51.9%）となっています。「ならってみたい」の割合が大幅に増加しています。

小学生では「ならってみたい」の割合が高く、中学生では「ならってみたいと思わない」の割合が高くなっています。小学生と中学生で大きな違いが出ています。

■あなたの家庭では、上のような伝承料理や郷土(きょうど)料理をつりますか。(小中学生・問9)



■伝承料理や郷土料理をならってみたいと思いますか。(小中学生・問10)



おおい町の伝承料理や郷土料理の認知度については、「へしこ」が85.0%、「でっちようかん」が72.6%、「焼きさばのちらし寿司」が65.9%の順となっています。「でっちようかん」「焼きさばのちらし寿司」の認知度は、前回調査より大きく伸びています。

また、全体的にみても、伝承料理や郷土料理の認知度は、前回調査と比べて高くなっているといえます。

■参考:おおい町の伝承料理や郷土料理を知っていますか。(小中学生・問9) <上位5つ>

【今回調査 (令和4年度)】

	全体 (n=226)	小学生 (n=164)	中学生 (n=61)
1位	へしこ 85.0%	へしこ 86.0%	へしこ 82.0%
2位	でっちようかん 72.6%	でっちようかん 69.5%	でっちようかん 82.0%
3位	焼きさばのちらし寿司 65.9%	焼きさばのちらし寿司 63.4%	焼きさばのちらし寿司 72.1%
4位	のっぺい 54.4%	のっぺい 55.5%	のっぺい 52.5%
5位	華供祖もち 51.3%	華供祖もち 52.4%	華供祖もち 49.2%

【前回調査 (平成29年度)】

	全体 (n=133)	小学生 (n=68)	中学生 (n=65)
1位	へしこ 90.2%	へしこ 89.7%	へしこ 90.8%
2位	焼きさばのちらし寿司 52.6%	焼きさばのちらし寿司 42.6%	焼きさばのちらし寿司 63.1%
3位	でっちようかん 46.6%	でっちようかん 32.4%	でっちようかん 61.5%
4位	とちもち 34.6%	とちもち 30.9%	とちもち 38.5%
5位	ぬた 21.8%	にしんのこうじ漬け 10.3%	ぬた 35.4%

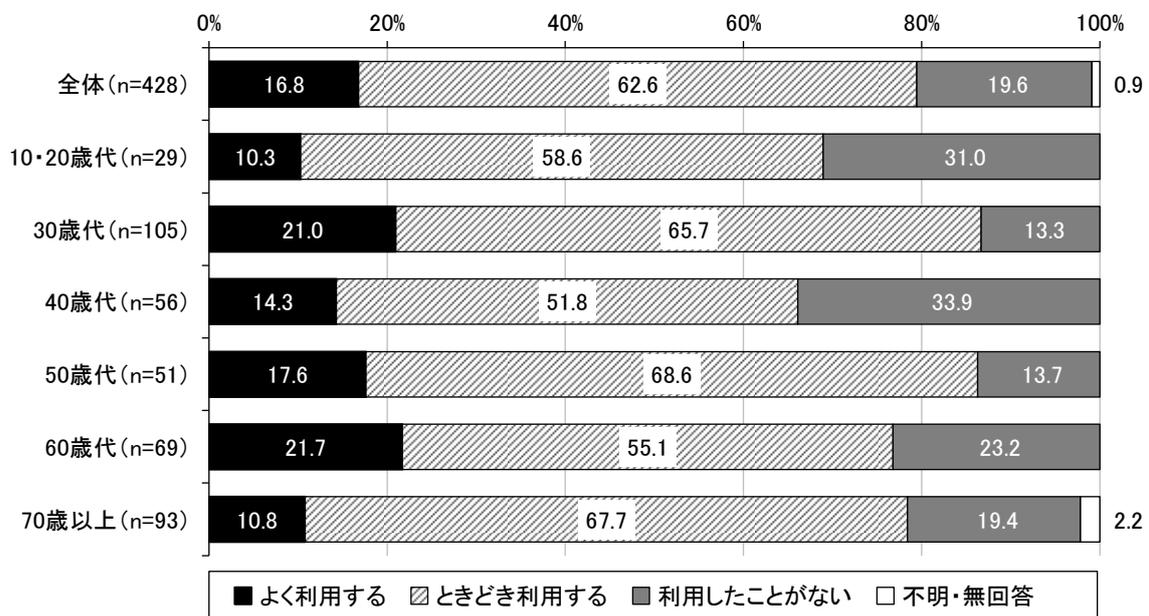


(3) 地産地消について

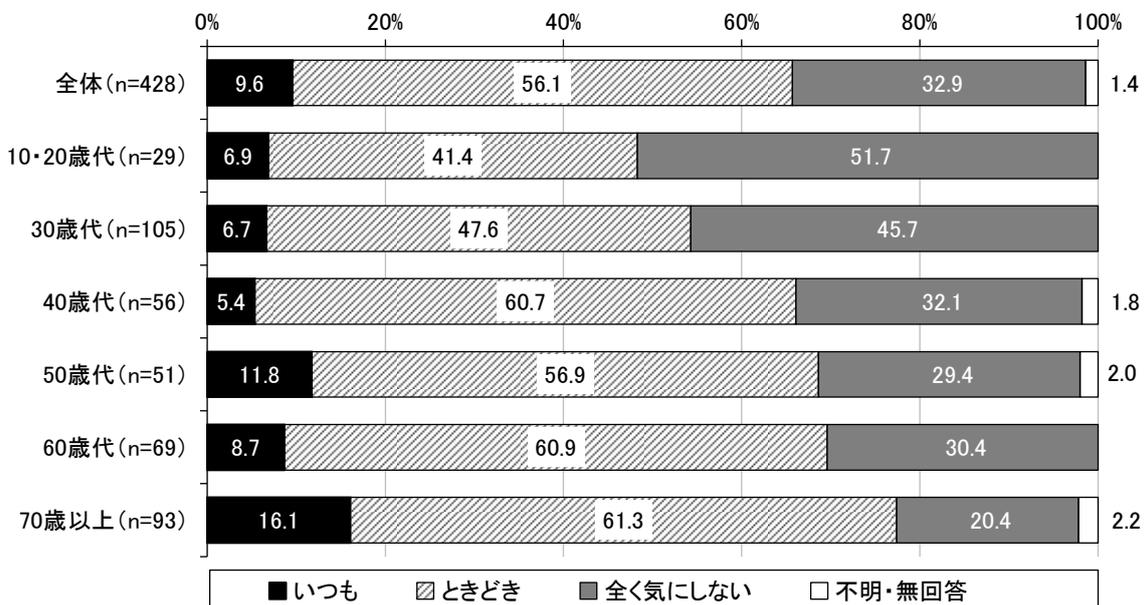
おい町産の農産物を販売している直売所の利用については、「よく利用する」が16.8%（前回14.4%）、「ときどき利用する」が62.6%（同53.5%）、「利用したことがない」が19.6%（同29.4%）となっており、直売所を利用したことがある人の割合は79.4%で、前回調査の67.9%を大きく上回っています。

産地表示を確認しておい町産を購入するよう心がけているかについては、「いつも」が9.6%（同8.9%）、「ときどき」が56.1%（同55.4%）、「全く気にしない」が32.9%（同32.1%）となっています。年齢別にみると、10・20歳代で「全く気にしない」が51.7%と半数を超えています。

■おい町内でとれた野菜・果物等を販売している農産物直売所を利用したことがありますか。（問 16）

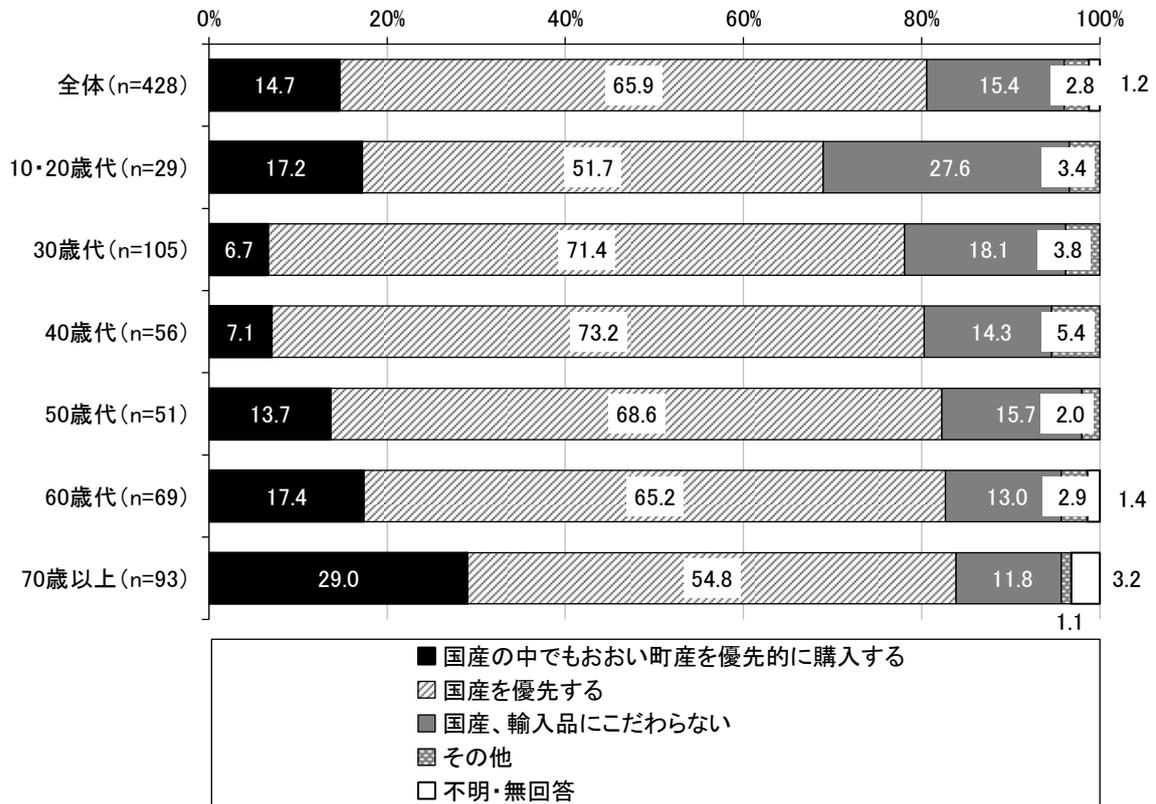


■産地表示を確認しておい町産を購入するよう心がけていますか。（問 17）



食材購入の際の考え方については、「国産の中でもおい町産を優先的に購入する」が14.7%（前回10.2%）、「国産を優先する」が65.9%（同70.4%）、「国産、輸入品にこだわらない」が15.4%（同13.3%）となっており、8割以上の人が国産品を優先して食材を購入する考えを持っています。

■ 食材を購入する際、あなたの考えに一番近いものはどれですか。（問18）

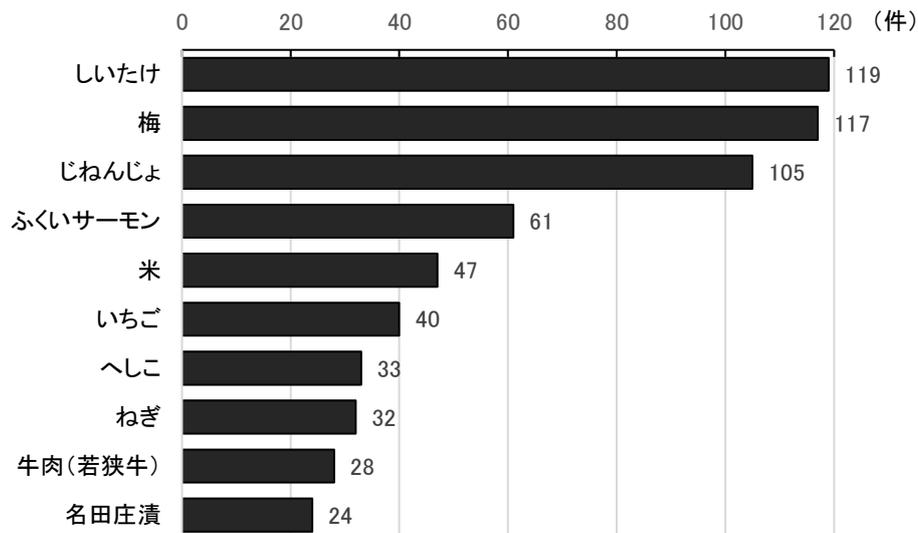


【小中学生】

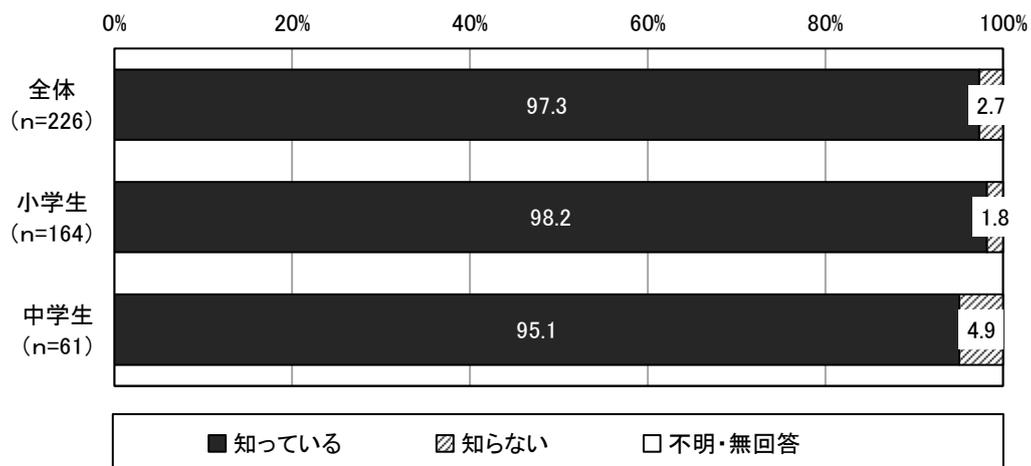
小中学生が知っているおおい町産の食品や農林水産物については、「しいたけ」が119件で最も多く、次いで「梅」の117件、「じねんじょ」の105件、「ふくいサーモン」の61件、「米」の47件となっており、上位3品目を農産物が占めています。

学校給食でおおい町産の農林水産物が使用されていることを知っているかについては、「知っている」が97.3%（前回66.2%）、「知らない」が2.7%（同32.3%）となっており、認知度は大きく増加しています。また、小学生の方が中学生よりも「知っている」の割合がわずかに高くなっています。

■小中学生が知っているおおい町産の食品や農林水産物。（小中学生・問11）＜上位10品目＞



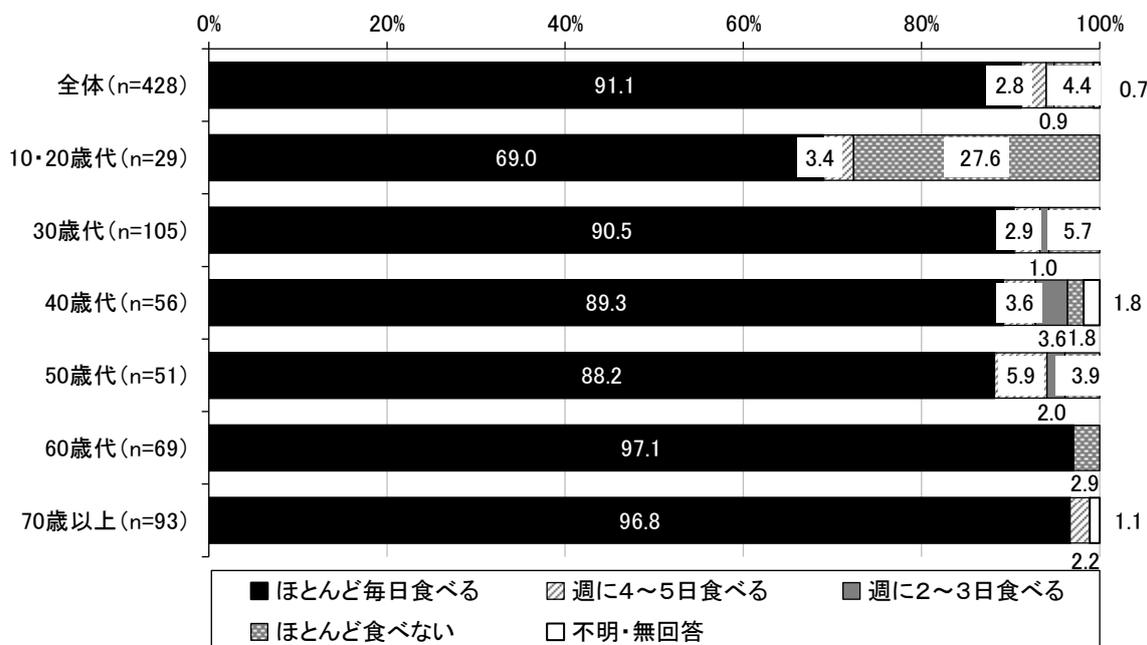
■学校の給食におおい町産の農林水産物が使われていることを知っていますか。（小中学生・問12）



(4) 食生活について

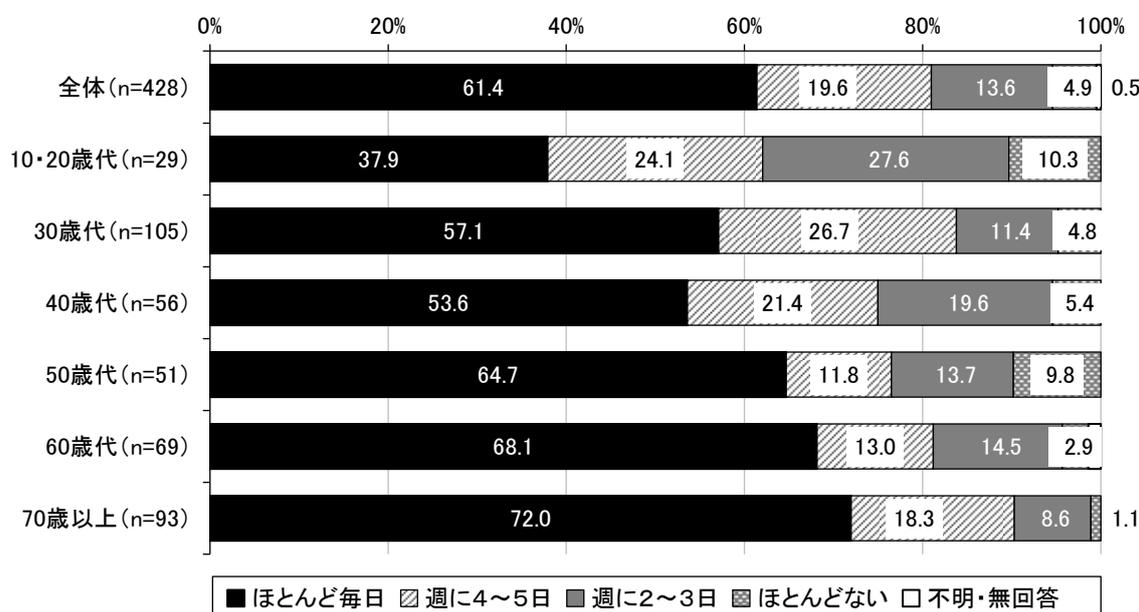
朝食の摂取状況については、「ほとんど毎日食べる」が91.1%（前回87.3%）となっている一方、「ほとんど食べない」が4.4%（同5.0%）となっています。「ほとんど毎日食べる」の割合が前回よりも高くなっています。年齢別にみると、「ほとんど食べない」の割合は10・20歳代で最も高くなっていますが、他の年代では5%台以下となっています。

■ふだん朝食を食べますか。(問20)



1日に2回以上主食・主菜・副菜を摂取している日については、「ほとんど毎日」が61.4%（前回66.8%）、「週に4~5日」が19.6%（同13.9%）、「週に2~3日」が13.6%（同11.4%）、「ほとんどない」が4.9%（同5.5%）となっています。年齢別にみると、「ほとんど毎日」の割合は70歳以上が最も高く、10・20歳代が最も低くなっています。

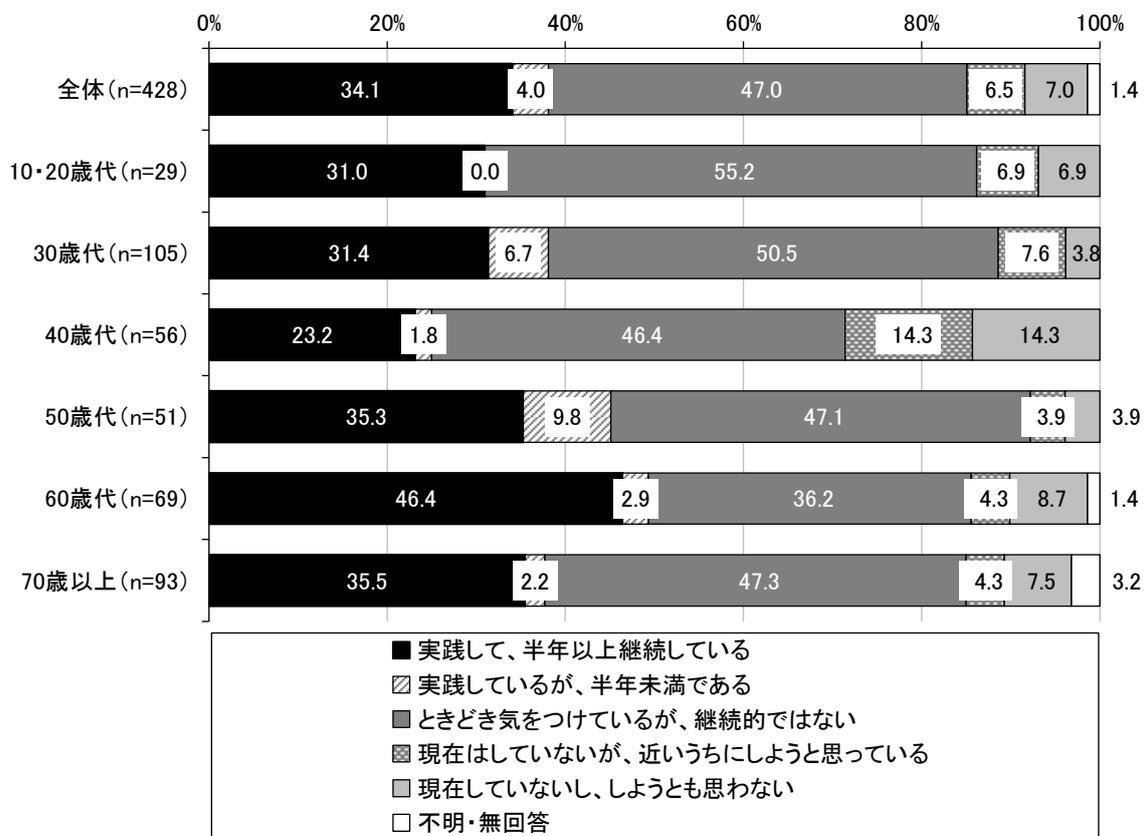
■主食(米、パン、めん等)・主菜(魚や肉、卵、大豆製品等を使った料理)・副菜(野菜を使った料理)を3つそろえて食べることが1日に2回以上あるのは、週に何日ありますか。(問21)



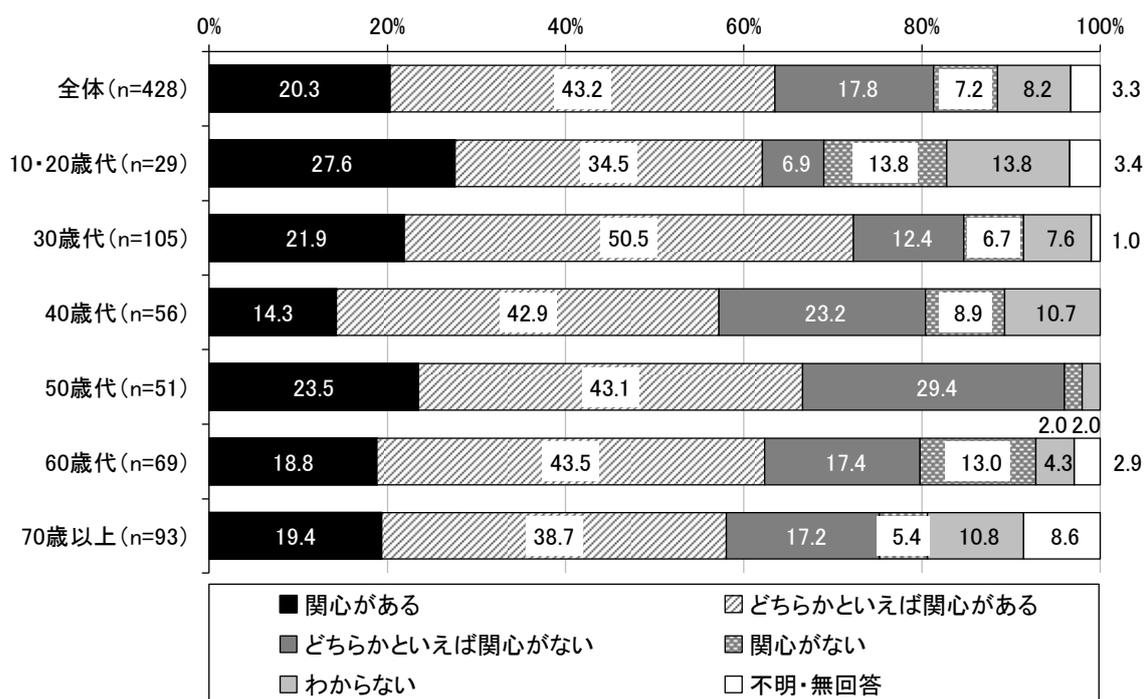
メタボリックシンドローム予防・改善のための取り組みについては、「実践して、半年以上継続している」が34.1%（前回30.7%）、「実践しているが、半年未満である」が4.0%（同5.3%）、「ときどき気をつけているが、継続的ではない」が47.0%（同42.7%）となっており、全体の85.1%（同78.7%）が何らかの取り組みを行っています。前回よりも取り組む割合が高くなっています。

噛み方、味わい方といった食べ方については、全体で「関心がある」が20.3%（前回21.1%）、「どちらかといえば関心がある」が43.2%（同44.0%）となっており、全体の63.5%（同65.1%）が関心を持っています。前回よりもわずかに割合が少なくなっています。

■メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防や改善のために、①適切な食事②定期的な運動③週に複数回の体重計測のいずれか(1つ以上)を実践していますか。(問 22)



■ 噛み方、味わい方といった食べ方に関心がありますか。(問 24)

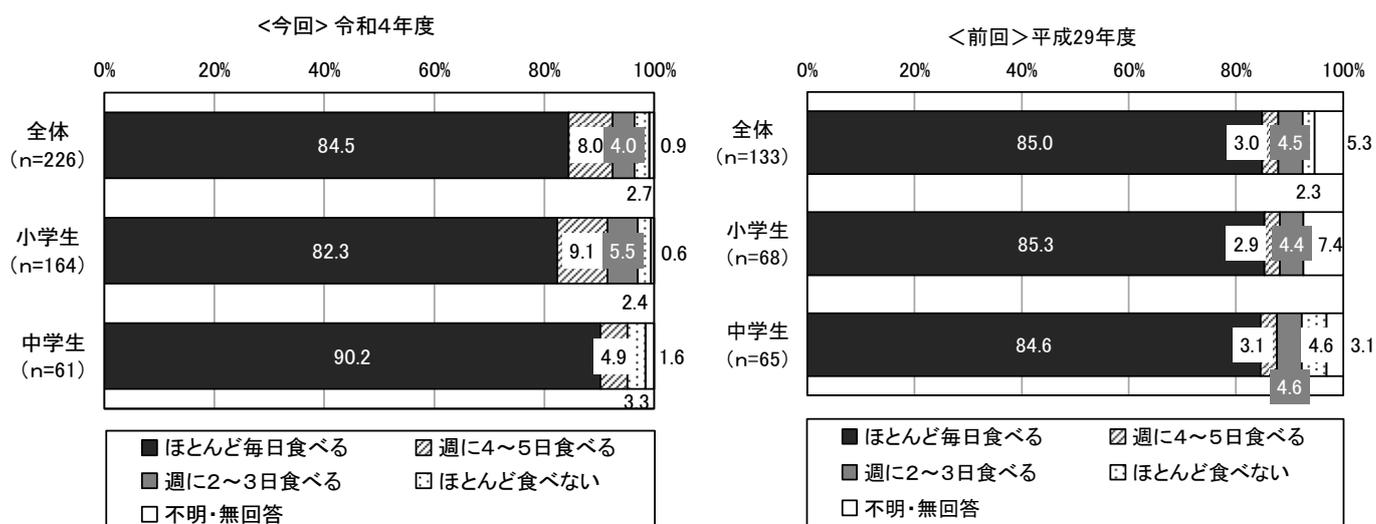


【小中学生】

朝食の摂取状況については、「ほとんど毎日食べる」が 84.5%となっています。「ほとんど毎日食べる」の割合は、小学生は 82.3%、中学生は 90.2%で、前回調査より小学生は 3.0 ポイントの減少、中学生は 5.6 ポイントの増加となっています。

一方、「ほとんど食べない」の割合は小学生が 2.4%、中学生が 3.3%となっています。

■ いつも朝食を食べますか。(小中学生・問 17)

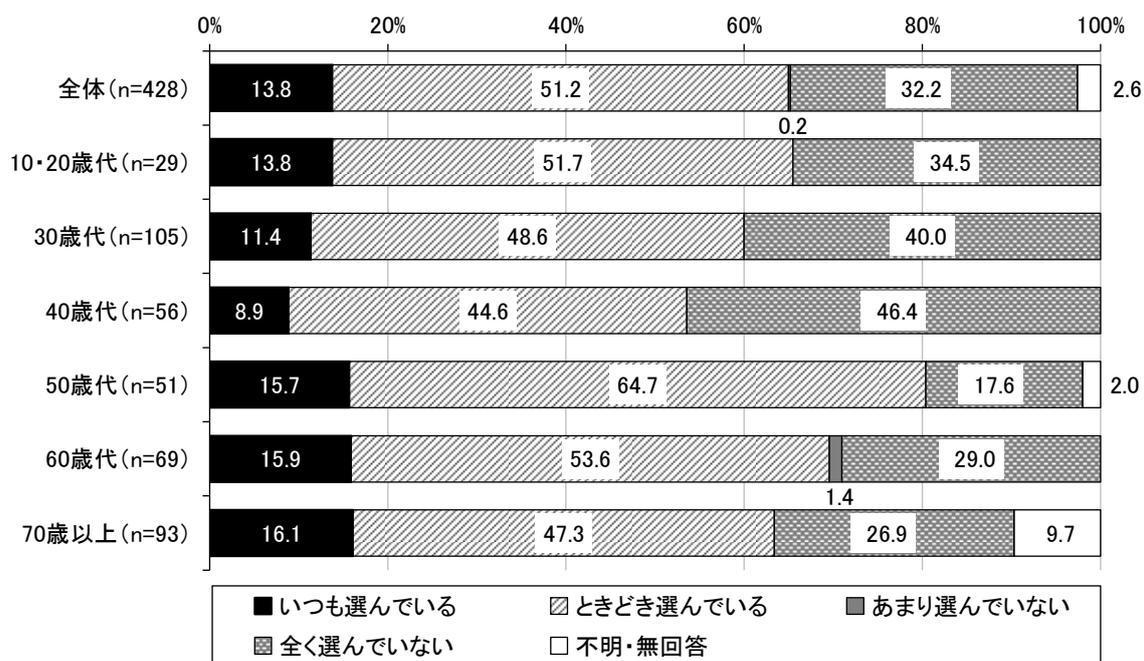


(5) 環境への配慮について

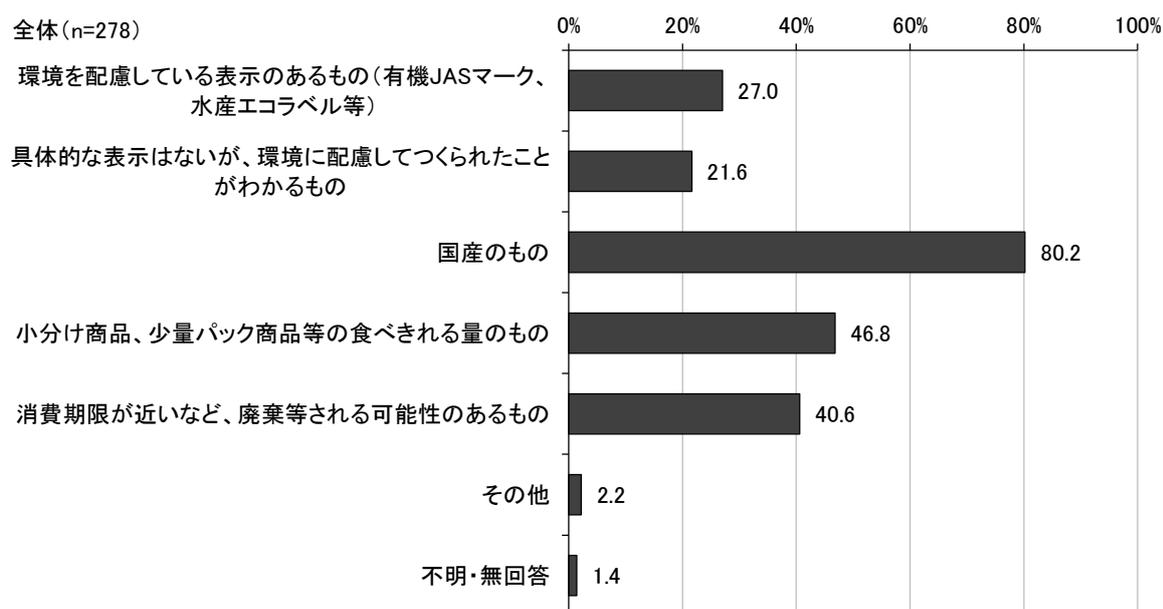
日ごろから環境に配慮した農林水産物・食料を選んでいるかについては、「ときどき選んでいる」が51.2%と最も高く、次いで「全く選んでいない」が32.2%となっています。年齢別にみると、「ときどき選んでいる」の割合は50～60歳代、10・20歳代で5割を超えています。

問30で「いつも選んでいる、ときどき選んでいる」を選んだ方で、実践していることについては、「国産のもの」が80.2%で最も高くなっています。

■日ごろから環境に配慮した農林水産物・食料を選んでいますか。(問30)



■実践しているのはどれですか(問30で「いつも選んでいる、ときどき選んでいる」を選んだ方)。(問31)



3. 第2次計画の評価、課題のまとめ

第2次計画で設定した目標の達成状況は下記のとおりです。

達成状況について、目標値を達成したものは「◎」、目標値は達成しなかったものの数値に改善がみられるものは「○」、目標値に達せず数値も改善しなかったものは「△」としています。

(★は国における「第3次食育推進基本計画」、☆は福井県における「第2次ふくいの食育・地産地消推進計画」において同様に掲げられている項目です。)

項目	平成29年度 実績	令和4年度 実績	令和4年度 (2022) 目標値	評価	
(1) 食と健康長寿の「まちづくり」					
食育に関心を持っている人の割合の増加(★) (関心がある+どちらかといえば関心がある)	78.1%	76.8%	90%	△	
朝食を毎日食べる人の割合の増加(★)	【小学5年生・中学2年生】	85.0%	84.5%	100%	△
	【20歳代】	72.2%	69.0%	85%	△
朝食を家族と食べる子どもの割合の増加(★) 【小学5年生・中学2年生】 (家族みんなで食べる+家族のだけかと食べる)	69.9%	—	100%	—	
適正体重を意識したり、薄味に気をつけた食生活を実践したりしている人の割合の増加(★) (必ずしている+ときどきしている)	48.2%	67.4%	70%	○	
よく噛んで食べる人の割合の増加(★) (必ずしている+ときどきしている)	64.0%	69.1%	75%	○	
安全な食べ物の知識を学んでいる人の割合の増加(★)(必ずしている+ときどきしている)	56.0%	53.0%	90%	△	
野菜を1日350g以上摂取している人の割合の増加(☆)(必ずしている+ときどきしている)	52.9%	52.8%	70%	△	
食育推進に関わるボランティアの人数の増加(☆)	0名 (0団体)	5名	増やす	◎	

【課題】

食育に関心を持っている人の割合がわずかに減少しています。適正体重の意識や薄味に気をつけた食生活の実践など、実績値が改善している項目もありますが、全体としては横ばいから微減の状況にあります。朝食を毎日食べる割合は、わずかながら減少しており、家庭における食習慣の改善の取り組みなどが課題してあげられます。また、健康長寿を目指すための周知やイベントなど、食に関する取り組みの充実が必要とみられます。

項目	平成 29 年度 実績	令和 4 年度 実績	令和 4 年度 (2022) 目標値	評価
(2) 「食文化」を知り、実践する				
おい町の伝承料理や郷土料理を知っている人の割合の増加	42.7%	43.9%	60%	○
家庭で伝承料理や郷土料理を食べている人の割合の増加 (よく食べる+ときどき食べる)	56.5%	61.5%	80%	○
家庭で伝承料理や郷土料理を作る人の家庭の割合の増加【小学 5 年生・中学 2 年生】	10.5%	13.3%	60%	○
子どもを中心とした農林漁業体験活動の回数 (農林漁業者との交流を促進)	13 回/年	15 回/年	増やす	◎
農業の体験もしくは従事したことがある人の割合の増加	72.5%	74.3%	80%	○
伝承料理教室などの調理体験の活動回数	5 回	10 回	増やす	◎

【課題】

伝承料理や郷土料理、農業体験などに関する項目については、目標値には届かないものの概ね改善されています。特に家庭における伝承料理や郷土料理をつくる・食べる割合は増加しており、さらに周知に取り組むことで継承させていくことが重要です。

項目	平成 29 年度 実績	令和 4 年度 実績	令和 4 年度 (2022) 目標値	評価
(3) 安全安心、おいしさ届ける「地産地消」				
農産物直売所を利用する人の割合の増加 (☆) (よく利用する+ときどき利用する)	67.9%	79.4%	80%	○
学校給食における地場産食材の使用品目数の増加 (☆)	34 品目	34 品目	増やす	△
おい町の農林水産物の収穫時期がわかる人の割合の増加 (よく知っている+だいたい知っている)	55.4%	—	60%	—
食品購入時に産地表示を確認しておい町産を購入する人の割合の増加 (いつも確認+ときどき確認)	64.3%	65.7%	80%	○

【課題】

農産物直売所を利用する人の割合は大きく増加しており、目標値にほぼ届いています。他の項目も改善が進んでおり、地産地消の取り組みとしては順調に推移しているといえます。学校給食などを含め若い世代へのさらなる地産地消の取り組みの充実が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「食」は、人間が生きていくうえで欠かせないものであり、子どもから大人まで、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために不可欠なものです。

しかしながら近年、社会環境やライフスタイルの変化、価値観の多様化等によって「食」をめぐる状況が変わってきています。「食」の欧米化・外部化による脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食等、食生活の乱れが肥満や生活習慣病の増加につながっており、深刻な社会問題となっています。また、孤食の増加や地域とのコミュニケーションの希薄化により、家族や友人と食卓を囲む機会が減少しています。

おい町では、豊かな自然環境を活かした、「食」や「地産地消」に関するさまざまな経験を通して、「食」に関する知識や関心を深めるとともに、「地産地消」の推進により、地場産業・地域の活性化を図り、地域への愛着を育みます。



2. 基本目標

第3次計画では、国の「第4次食育推進基本計画」の基本的な方針を基に、子どもから大人まですべての住民が食育・地産地消を推進するため、第2次計画の基本目標を踏まえて以下の基本目標を定めます。

(1) 食と健康長寿の「まちづくり」

食と健康は密接な関係にあり、健康のためには規則正しい食習慣やバランスのとれた食生活が重要です。住民が「食」に対する意識や理解を深め、健康で豊かに暮らせるよう、食と健康長寿の「まちづくり」を推進します。

- ・健康な心とからだをつくる食生活を実践する
- ・「食」を通じたコミュニケーションを活性化する
- ・「食」に関する情報提供・発信を充実する
- ・食育・地産地消を推進する人材を育成する

(2) 「食文化」を知り、実践する

ライフスタイルの変化や価値観の多様化、少子高齢化による担い手不足によって、伝統的な食文化の継承に危機感が持たれています。本町では身近に農林水産業があり、子どもたちが実際に体験活動を行うことができ、この活動を通じて地域の食材に触れ、「食」に対する関心や大切さを知ることができます。また、「食文化」に対する知見を深め、地域や家庭で実践していくことで、食に関わる人々の活動への理解や自然の恵みに対する感謝の気持ちを育みます。また、地域の特産物や伝承料理、郷土料理を学ぶなどして地域の食文化への理解を深めることで、地域への愛着心を育みます。

- ・体験活動を通じて「食」への関心を育てる
- ・生産者との交流を通じて「食」の大切さを理解する
- ・地域の伝承料理や郷土料理を学び、「食文化」への理解を深め、実践する

(3) 安全安心、おいしさ届ける「地産地消」

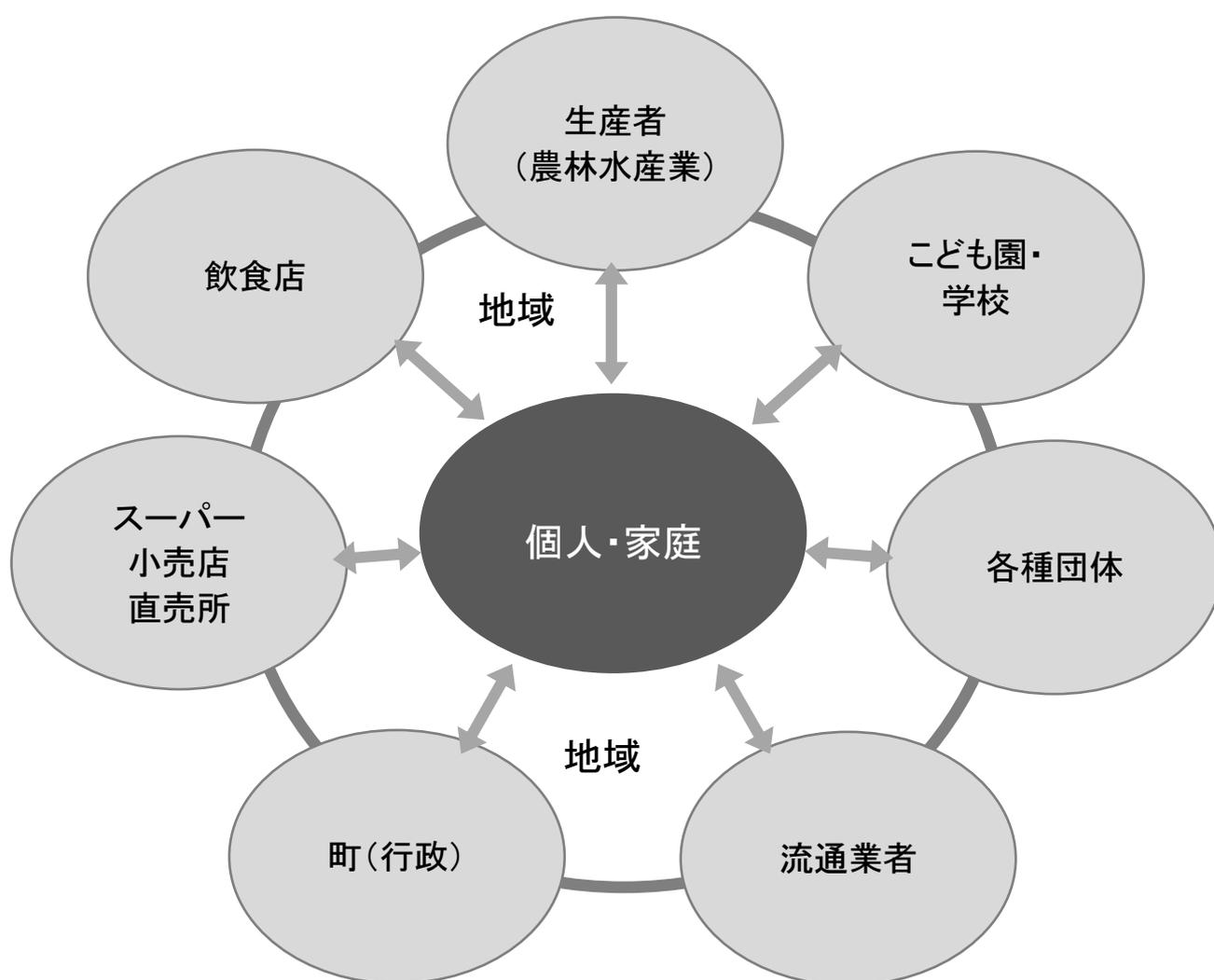
「食」に関する多くの情報の中から環境にも配慮した正しい情報を選択し、安全な食品を選び、安心した食生活を送ることが重要です。地域で生産される農林水産物は、生産者の顔が見えるため、安全安心につながるものです。住民一人ひとりが、地場産物への知識と関心を深め、積極的に活用することで、地域の農林水産業を活性化させる「地産地消」を推進します。

- ・安全安心な地場産物への知識と関心を深める
- ・地場産物の積極的な活用を推進する
- ・環境に配慮した食材を選び、地産地消を推進する

3. 推進の主体

おい町の食育・地産地消は、個人・家庭をはじめ、地域やこども園・学校、生産者、流通業者、飲食店・小売店等の事業者、食に関わる各種団体、行政等が連携、協力しながら推進していきます。

それぞれが「食」の重要性を認識し、最も重要な家庭において主体的に望ましい「食」への取り組みが実践されるよう啓発及び支援を充実していきます。また、「食育」を全町的な運動として強化・拡大していくため、地域で活動している各種団体との連携を強化するとともに、保育・教育の場や職場をはじめ、地域社会のあらゆる場で積極的な取り組みがなされるよう、実践の機会の確保・提供を進めます。



4. 数値目標の設定

第3次計画では、第2次計画に引き続き、数値目標を設定し、個人・家庭をはじめ、地域やこども園・学校、生産者、流通業者、飲食店・小売店等の事業者、食に関わる各種団体、行政等、あらゆる関係機関の相互協力と連携により目標の達成に努めるものとします。

(★は国における「第4次食育推進基本計画」、☆は福井県における「第3次ふくいの食育・地産地消推進計画」において同様に掲げられている項目です。)

(1) 食と健康長寿の「まちづくり」

項目		現状値	令和9 (2027)年度 目標値
食育に関心を持っている人の割合の増加(★) (関心がある+どちらかといえば関心がある)		76.8%	90%
朝食を毎日食べる人の割合の 増加(★)	【小学5年生・中学2年生】	84.5%	95%
	【20歳代】	69.0%	85%
適正体重を意識したり、薄味に気をつけた食生活を 実践したりしている人の割合の増加(★) (必ずしている+ときどきしている)		67.4%	80%
よく噛んで食べる人の割合の増加(★) (必ずしている+ときどきしている)		69.1%	80%
安全な食べ物の知識を学んでいる人の割合の増加(★) (必ずしている+ときどきしている)		53.0%	70%
野菜を1日 350g以上摂取している人の割合の増加 (☆)(必ずしている+ときどきしている)		52.8%	70%
食育推進に関わるボランティアの人数の増加(☆)		5名	増やす

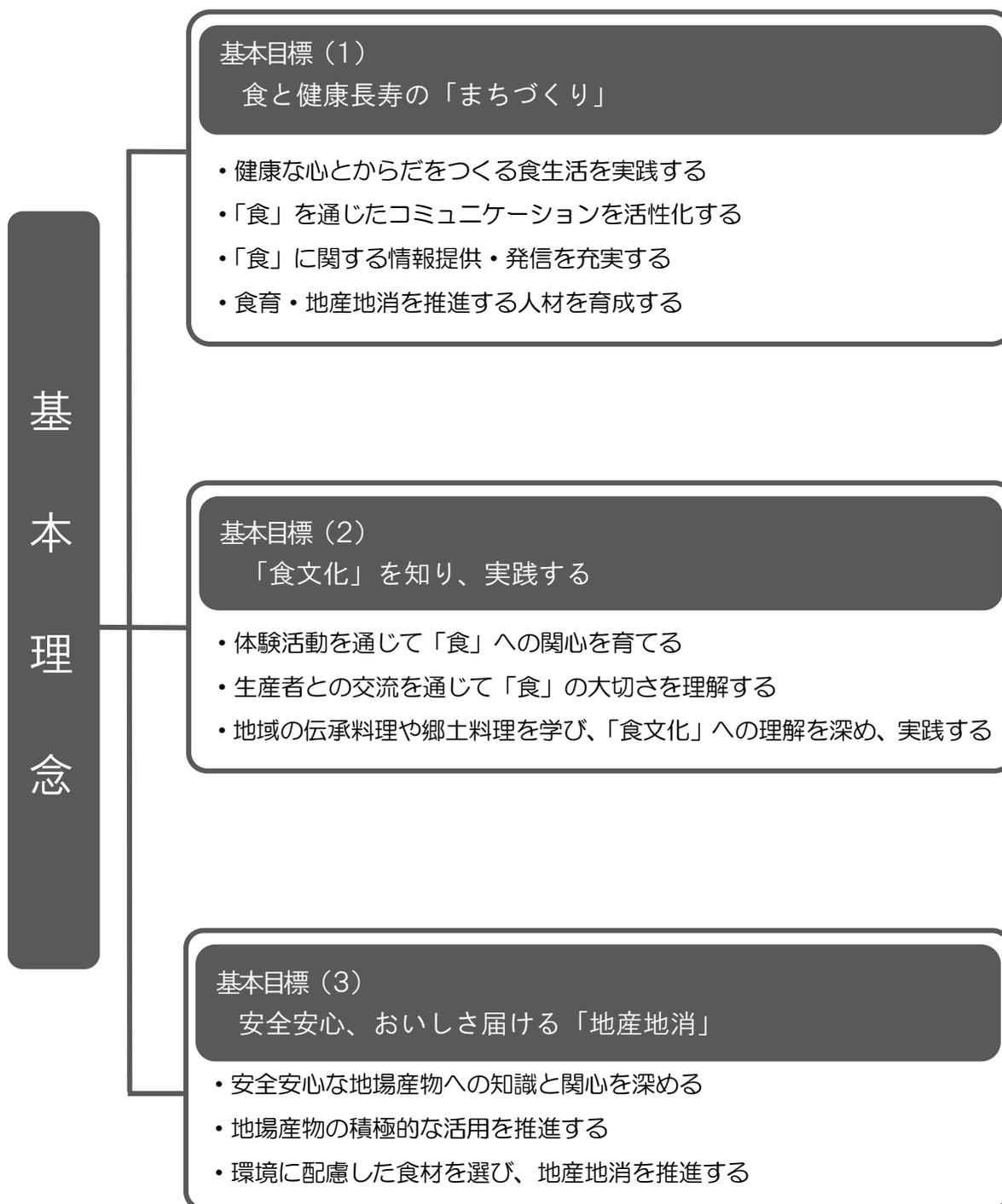
(2) 「食文化」を知り、実践する

項目	現状値	令和9 (2027)年度 目標値
おい町の伝承料理や郷土料理を知っている人の割合の増加	43.9%	60%
家庭で伝承料理や郷土料理を食べている人の割合の増加（よく食べる+ときどき食べる）	61.5%	80%
伝承料理や郷土料理を作っている家庭の割合の増加【小学5年生・中学2年生】	13.3%	30%
子どもを中心とした農林漁業体験活動の回数の増加（農林漁業者との交流を促進）	15回/年	増やす
農林水産業の体験もしくは従事したことがある人の割合の増加	74.3%	85%
伝承料理教室等の調理体験の活動回数の増加	10回	増やす

(3) 安全安心、おいしさ届ける「地産地消」

項目	現状値	令和9 (2027)年度 目標値
農産物直売所を利用する人の割合の増加（☆） （よく利用する+ときどき利用する）	79.4%	90%
学校給食における地場産食材の使用品目数の増加（☆）	34品目	増やす
環境に配慮した農林水産物・食料を選んでいる割合の増加（★）（いつも選んでいる+ときどき選んでいる）	65.0%	75%
食品購入時に産地表示を確認しておい町産を購入する人の割合の増加（☆）（いつも確認+ときどき確認）	65.7%	75%

5. 施策体系



第4章 取り組みの方向性

基本理念、基本目標に基づき、食育・地産地消推進のための取り組みを示します。
各主体がそれぞれの役割を認識し、具体的な取り組みを実践していくことを目指します。

1. 食と健康長寿の「まちづくり」

(1) 健康な心とからだをつくる食生活を実践する

食と健康は密接な関係にあり、健康な心とからだをつくるためには規則正しい食習慣やバランスのとれた食生活等が重要です。アンケート結果では、食生活について意識してはいるものの、実践には移せていないと感じている人が多いため、「食」と「健康」に関する取り組みへの情報提供や支援活動に努めます。

【日常的な「食」に対する意識の醸成】※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
個人・家庭	◎家庭菜園や調理等、家庭での食体験を増やし、楽しみながら「食」について興味や関心を持つ機会を増やす。 ・給食だより等、こども園・学校からの食育に関する情報に目を通し、食育についての情報を得る。 ・ライフステージやライフスタイルに応じた食生活を意識し、健康づくりに取り組む。
こども園・学校	◎給食を通して、子どもたちへ望ましい食習慣の形成が行われるよう、指導を進める。 ・給食だより等を活用し、保護者と食に関する情報の共有化を図る。 ・給食試食会を実施することで、保護者の給食への理解を深める。
地域行政	◎食を通じた健康づくりを地域全体で推進する。 ◎食育の日（毎月19日）、食育月間（6月）、とれたてふくいの日（毎週日曜日）には、家庭や地域で食育活動を持つよう普及活動を行う。 ・地域全体で子どもの生活習慣や食習慣を考え、見直す機会を持つ。 ・学校やこども園の給食への理解を深める機会を持つ。

主体	内容
行政	<p>◎食を通じた健康づくりのために、料理教室等で食事のアドバイスを行う。</p> <p>◎高齢者の介護予防及び低栄養を予防することを目的に、食事のアドバイス等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マザーズカフェ、乳幼児健診、離乳食教室、すくすく広場等の母子に対する栄養指導、育児相談を充実する。 ・家族や親子をターゲットにした食育の取り組みを充実する。 ・特定保健指導対象者（メタボリックシンドローム及びその予備群の方）に対し、食生活の改善に必要な実践的な指導を行う。

【正しい食習慣を身につける】※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
個人・家庭	<p>◎主食・主菜・副菜を基本に、薄味で栄養バランスのよい食事内容を心がける。</p> <p>◎朝食をしっかりと食べることを心がけ、生活のリズムを整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・からだによい食べ方を知り、姿勢を正して、よく噛んでゆっくり食べることを意識する。 ・適正体重を認識し、自分にあった食事量を知り、食べ過ぎないようにする。 ・間食の量や内容に気をつけ、適度に楽しむ。 ・外食や食品を購入するときに、内容や成分表示の確認を意識する。 ・朝食はごはんやパン等の主食だけでなく、主菜や副菜もあわせてとる。

【調理の実践と調理技術の向上】※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
個人・家庭	<p>◎旬の食材や新鮮な地場産食材を利用して、食が持つ本来の味を活かした調理をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ家庭で手作りしたものを食べ、「食」を通じて季節を楽しむ。 ・同じ食材でも調理方法により栄養素等が変わることを学び、料理のレパートリーを増やし、献立のバリエーションを広げる。 ・市販の惣菜等は一手間かけることで、上手に活用する。



【家庭での食生活向上の支援】※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
こども園・学校	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもの栄養管理に関する知識を習得できるように支援体制の充実を図る。 • 健康や食品に関する科学的根拠に基づいた、正しい知識を発信する体制づくりを行う。
生産者 販売業者 行政	<p>◎ライフステージ、ライフスタイル、健康状態、生活環境に応じた、健全な食生活を実践するための知識や技術を身につけるための学習、体験の場を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 健康や食品に関する科学的根拠に基づいた、正しい知識を発信する体制づくりを行う。 • 地場産食材の収穫時期、販売施設、調理方法、献立等の情報発信を充実することで、家庭での食生活の向上につなげる。



給食試食会



食生活に関する啓発活動

(2)「食」を通じたコミュニケーションを活性化する

近年、ライフスタイルの多様化や核家族等に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、誰かと食卓を囲む機会が減少し、ひとりで食事をしている人が増えています。家族や地域の人と一緒に食事をしながらコミュニケーションをとることは、食育の推進、特に子どもの食育において大切な要素であるため、食を通じたつながりづくりを推進します。

【食卓での家族・地域のつながりを深める】※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
個人・家庭	◎家族みんなで食卓を囲み、楽しく会話をする事でコミュニケーションを深める。 ◎家族みんなが食事作りに関わり、コミュニケーションの機会を持つ。 ・作った人への感謝の気持ちを持って食べる。 ・正しい箸の持ち方、食事でのあいさつ等の基本的な食事マナーを身につける。
地域 行政	・地域で共食ができるような機会を設ける。 ・料理教室等を通じて、住民同士が交流できる機会を設ける。

【食事マナーの向上と食物への感謝の心の醸成】※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
個人・家庭	◎食事時の「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつを徹底する。 ◎好き嫌いなく残さず食べて、食べ物を大切に作る心を育てる。 ・気持ちよく食べるための食事マナーを向上させる機会を設ける。



(3) 「食」に関する情報提供・発信を充実する

年々、食の安全性への意識が高まっています。安全安心な「食」を守るためにも、「食」に関する正しい情報提供やイベント・教室などを開催し、住民の意識をさらに高めるための取り組みを推進します。

【「食」の安全性や現状についての意識の向上】※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
個人・家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが「食」の安全や現状について知る機会を持つ。
地域 生産者 販売業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎生産者、販売業者、消費者との交流機会を促進する。 ・安全な食品や食材を消費者へPRする。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◎生産者、販売業者、消費者との交流機会を促進する。 ・食品の安全性に対する知識や理解を深めてもらうため、専門家による講座や教室を開催する。

【安全安心な「食」を守る取り組み】※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
個人・家庭	<ul style="list-style-type: none"> ◎安全安心を基準に食品を選ぶ。 ・食品は常に品質表示を確認して購入する。
こども園・ 学校	<ul style="list-style-type: none"> ・給食だより等で子どもや保護者もわかる食材の情報を提供する。
地域 生産者 販売業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎食の安全に関するリスクコミュニケーション※を充実する。 ・「食」に関する消費者の相談窓口を充実する。

※リスクコミュニケーション

社会を取り巻くリスクに関する正確な情報を、行政、専門家、企業、住民等の関係主体間で共有し、相互に意思疎通を図ることです。食の分野では、消費者、事業者、行政担当者等の関係者の間で情報や意見をお互いに交換することを指します。

(4) 食育・地産地消を推進する人材を育成する

全国的に食育・地産地消を推進する人材、担い手の高齢化が問題となっています。そのため、若い世代で食育・地産地消を推進する人材の育成を推進していくとともに、各関係機関、団体のネットワークを構築することで、情報を共有し、活動の機会や場を創出します。

【農林水産業の新規就業者や伝承料理の伝承者の育成と掘り起こし】

※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
地域 行政	◎農林水産業に従事する女性や漁業に従事することを希望する男性への支援を推進する。 ◎新規就業者や移住者が自立した農林水産業を営めるよう支援を行う。 ◎伝承料理や郷土料理を伝える人の発掘と育成を進める。 ◎幅広い層を対象として、地域の食育ボランティア団体等を増やし、食文化の伝承に活用する。

【食育・地産地消ネットワークの拡大】 ※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
地域 行政	◎地場産物の供給体制を構築する。 <ul style="list-style-type: none"> ・「食」をテーマとした活動の場を増やす。 ・地域の料理自慢の人を活用する。



こども園農業体験



伝承料理教室

2. 「食文化」を知り、実践する

(1) 体験活動を通じて「食」への関心を育てる

「食」に関する活動に子どもの頃から関わり、地域の「食文化」を知ることは、食育・地産地消の推進のために大切な要素です。地域全体で連携し、体験の機会を設けることで、「食」への関心を育みます。

【「食」の体験機会の充実】※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
こども園・学校	<ul style="list-style-type: none"> ◎「食」に関する教室やイベントで、体験を通じて「食」を学ぶ機会を充実する。 ・毎日の給食に地域の食材や特産品を取り入れることで、地場産物への関心を高める。 ・教職員に対し、食育についての情報提供を行うとともに、研修等への参加を促し、食に関する知識を深める。
地域生産者	<ul style="list-style-type: none"> ◎食育ボランティアとして、子どもに食体験の機会を提供する。 ◎行政や食育関係者が主催するイベントや研修会、体験学習、交流会等、地域の食育・地産地消に関わる活動に協力する。 ・地場産食材を使った料理講習会を開催する。

【農林水産業に触れる・体験できる機会の創出】※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
個人・家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭菜園等で、家族で手軽に野菜作りを楽しむ。
こども園・学校	<ul style="list-style-type: none"> ◎体験活動を通じて、地元特産物への関心を高める。 ・地引き網や魚の調理等の漁業体験により生産者に対する理解を深める。 ・子どもやその保護者を対象に、米、野菜等を育てる喜び等を伝える体験活動を行う。 ・子どもが自ら地場産物や特産品の販売を行うことで、郷土への愛着を高める。
地域生産者	<ul style="list-style-type: none"> ◎食育ボランティアとして、子どもに体験活動の機会を提供する。 ◎行政や食育関係者が主催するイベントや研修会、体験学習、交流会等、地域の食育・地産地消に関わる活動に協力する。

(2) 生産者との交流を通じて「食」の大切さを理解する

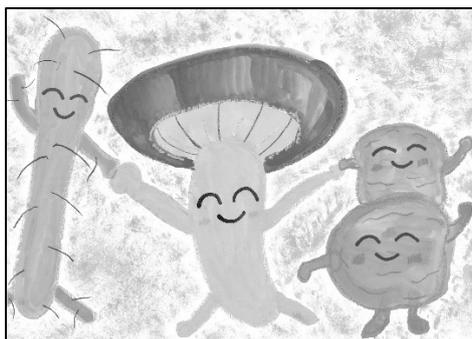
自分が普段から食べているものが、どのように作られ、届いているのかを知ることは、「食」への理解を深め、大切さを知ることにつながります。おおい町では、地域の催しやイベントを通じて、生産者と住民との交流を促進し、食育・地産地消への意識づけに取り組みます。

【生産者との交流を通じて地場産物を知る】※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
個人・家庭	◎地場産物や特産品を知り、その利用方法について学ぶ。
こども園・学校	◎子どもが行事食や伝承料理について学べる機会をつくる。 ・生産者と直接交流することで、生産の苦労や喜びを知り、身近な食材についての理解を深める。
地域 生産者	◎地域の中で、高齢者と子どもの食の交流等、世代を超えたコミュニティづくりに協力する。 ◎子どもが行事食や伝承料理について学べる機会をつくる。

【「食」の大切さを理解し、感謝の心を育てる】※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
個人・家庭	◎食に関心を持ち、生産者に対する感謝の気持ちを育む。
こども園・学校	◎子どもが自然の恵みや食べ物大切さを感じることができるよう、農業体験等で収穫した食材を使った給食を提供する。 ・学校農園で栽培した野菜を収穫することで、収穫に対する感謝の心を育む。
地域 生産者	・農作業体験等を通じ、交流や自然の豊かさ、食べ物大切さを感じることのできる場を提供する。



(3) 地域の伝承料理や郷土料理を学び、「食文化」への理解を深め、実践する

地域の特産物や伝承料理、郷土料理を学び、実際に食べたり調理したりする機会を通じて、食文化への理解を深める取り組みを推進します。また、地域交流を通じて、次世代へ食文化を継承し、各家庭でも伝承料理や郷土料理が受け継がれていくよう、取り組みを推進します。

【地域に伝わる伝承料理や郷土料理を知り、触れる機会を持つ】

※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
こども園・ 学校・地域	◎地域に伝わる伝承料理や郷土料理を知る機会や作る場を提供する。 ◎こども園・学校の給食で伝承料理や郷土料理を提供する。 ・季節の行事や祭りにあわせて町の伝承料理や郷土料理を食べる機会を提供する。 ・高齢者から次の世代へ伝承料理や郷土料理を教え、伝える。
行政	◎地域に伝わる伝承料理や郷土料理を知る機会や作る場を提供する。 ・伝承料理教室の開催を充実する。

【「食」を通じた世代や地域交流の促進】※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
個人・家庭 ・地域	◎地域の行事や世代間交流を通して伝承料理や郷土料理、食に係る生活の知恵を教わり、伝える。 ・地域の中で、高齢者と子どもの食の交流等、世代を超えたコミュニティづくりを行う。 ・伝承料理や郷土料理、家庭の味等を家庭の中で楽しみながら伝える。
行政	◎地域で培われた食文化を体験し、郷土への関心を深める機会をつくる。 ・さまざまな世代の住民同士で食文化の継承が図られるよう、世代間交流の場を提供する。



3. 安全安心、おいしさ届ける「地産地消」

(1) 安全安心な地場産物への知識と関心を深める

地場産物は、作り手の情報がわかるという点で、安全安心なものといえます。住民一人ひとりが、地場産物を積極的に活用できるよう、各団体による消費者に向けた情報提供を促進するための取り組みを推進します。

【地場産物についての情報の発信】 ※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
個人・家庭	◎地場産物の情報を積極的に受け入れ、関心を持つことを心がける。
地域 生産者 販売業者	◎地場産物の紹介や旬の時期等の情報を発信する。 ・消費者へ地場産食材を扱っているスーパーや利用している飲食店等の情報提供を推進する。
行政	◎町内で生産される旬の地場産物や特産加工品等の地域食材の情報、地産地消への取り組み情報を広報紙やホームページ等で発信する。 ・イベント開催時等で、地場産物や特産品をPRする。

【安全安心な「地場産物」の情報提供】 ※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
個人・家庭	◎生産者との交流に積極的に参加することで、安全安心な地場産物の知識を深める。
地域 生産者 販売業者	◎安全安心な地場産食材や食品を消費者へPRする。 ◎生産者・販売業者・消費者の交流を促進し、情報提供を推進する。 ◎農薬や化学肥料の使用量の低減等、環境にやさしい農業に取り組む。 ・地場産物についてのトレーサビリティシステム [※] の作成を進める。
行政	◎直売所や学校給食、農林水産物の処理加工施設等における地域の農林水産物の取扱状況に関する情報の収集、整理、提供に努める。 ・広報紙やホームページを通じ、地場産物の安全性等の情報を提供する。 ・消費者と生産者の交流を図り、地場産物の安全性に関する知識と理解を深める機会を提供する。

※トレーサビリティシステム

食品の流通経路を生産段階から最終消費段階まで追跡することが可能な仕組みです。

【農林水産業や食材についての講習会等の開催】 ※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
生産者	◎消費者との交流を通じて農林水産業の魅力を伝える機会を提供する。 ・生産現場の見学や体験学習できる場を提供し、消費者の意識向上を目指す。
行政	・農林水産業の体験、交流について推進し、エコツーリズム※についてPRする。

※エコツーリズム

自然環境のほか、文化・歴史等を観光の対象としながら、その持続可能性を考慮するツーリズム（旅行、レクリエーションのあり方）のことです。



直売所



へしこ作り

(2) 地場産物の積極的な活用を推進する

おおい町では、地場産物を学校給食に取り入れ、積極的な活用を推進しています。各こども園・学校や町内飲食店等との連携を強化し、地場産物の利用拡大を目指します。

【こども園・学校での地場産物の利用拡大】※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
こども園・学校	◎給食や調理実習で地場産物を積極的に取り入れる。 ・地場産食材の給食への年間利用計画を作成する。 ・学校農園等の設置を推進し、子どもと生産者の交流を図り、学校給食の材料として利用する。
生産者	◎地場産物の供給農家等を拡大する。 ・年間を通じて地場産物の給食への安定した供給を目指す。
行政	◎給食や調理実習等で地場産物を積極的に取り入れる。 ◎生産者と学校等との相互交流の機会づくりを支援する。 ◎給食等への利用に対応できる地場産物の生産者やグループを育成する。

【飲食店・レストラン等での地場産物の利用拡大】

※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
飲食店 レストラン	◎地場産物を利用した料理を提供する。 ・地場産物を活用した特色のあるメニューを開発する。 ・地場産物を活用した地元伝承料理を提供する。
生産者	◎地場産物の提供組織を拡大する。 ・年間を通じて地場産物の安定した供給を目指す。
行政	◎公共施設のレストラン等で地場産物を利用する。 ・地場産物を活用したメニューや料理方法等の広報を実施する。 ・新しい分野で地場産物の利用を図る。

【地産地消の実現に向けた取り組み】※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
個人・家庭	◎地場産物の購入を習慣化する。 ◎地産地消に取り組んでいる飲食店等を選択する。 ・安全安心な地場産物について家庭で話しあう機会を持つ。

(3) 環境に配慮した食材を選び、地産地消を推進する

持続可能な農林水産業の実現には、地産地消の推進が重要です。フードマイレージ[※]の低減につながるなどメリットが多くある地産地消を推進するために、生産者や販売者と連携し、地場産物の販路・供給体制の拡大に取り組みます。

【生産者の販売促進への支援】※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◎特産品作り等に取り組んでいる生産者やグループの販売を支援する。 ・意見交換会等を開催し、消費者や実需者のニーズ把握と情報提供を行う。 ・農産物直売所等への出荷者の活動を支援する。

※フードマイレージ

食品がかかる環境への負荷を、農作物などが収穫された場所から食卓までの距離で数値化したものです。輸入食品は負荷が大きくなりますが、地産地消の取り組みは、食べ物を通して少しでも環境に負担のかからない方法といえます。

【農産物直売所等の利用促進】※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
生産者	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売所等の販売活動に参加する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◎既存施設の磨き上げや施設拡充を推進する。 ◎農産物直売所等への出荷者の育成を支援する。 ・農産物直売所等への出荷者に対して、生産販売に関する指導の充実を図る。 ・農産物直売所等への出荷者の活動を支援する。

【スーパー等量販店での販売拡大】※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
生産者	<ul style="list-style-type: none"> ◎量販店の「地場産コーナー」等の販売活動に参加する。
販売業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎量販店における「地場産コーナー」の設置を推進する。 ・地場産物の旬の時期やメニュー、料理方法等を店内に表示する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者と量販店等関係者との相互交流を支援する。

【地場産物の PR の充実】 ※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
地域 生産者 販売業者	◎地場産物を取り扱っている店の PR 活動を充実する。 ・生産者団体が各地域で特色のある体験事業ができるよう支援ネットワークづくりを促進する。
行政	◎地産地消の大切さを啓発するためのイベントを推進する。 ・広報紙やホームページを通じ、地場産物や加工品の取扱直売所等の PR をする。 ・住民への地場産物の販売促進に向け、生産者の声や調理方法等の情報提供を強化する。

【新商品開発等の支援】 ※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
生産者 販売業者	◎地場産物を使った商品開発に取り組む。
行政	◎特産品作り等に取り組む生産者やグループを育成する。 ◎地場産物のブランド化を目指し、経営基盤の強化と生産組織の育成に取り組む。 ◎意見交換会等の開催による消費者等のニーズ把握と情報提供を行う。 ・特産品作り等に取り組んでいる生産者やグループの販売を支援する。 ・他地域の情報や事例の紹介、生産技術の指導體制への支援を行う。

【環境に配慮した取り組み】 ※重点的に取り組む内容については「◎」で示しています。

主体	内容
個人・家庭	◎環境に配慮している表示のある農林水産物や食品を選択する。 ◎無駄なく調理し、食品ロスを出さない工夫に努める。
生産者 販売業者	◎生産・加工時での食品ロスの削減に取り組む。 ・小分け商品などの工夫で食品ロスになりにくい販売活動を行う。
行政	◎環境に配慮した取り組みを行う事業者やグループを支援する。 ◎食品ロスの削減についての広報や啓発を推進する。 ・家庭用ごみの減量化、資源化の取り組みに努める。

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進

第3次計画の推進にあたって、住民一人ひとりが積極的に食育や地産地消の推進に取り組んでいけるよう、地域全体での支援体制を整えていく必要があります。そのためには、行政や地域の関係団体・機関等がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協力し、おおい町全体で食育や地産地消に取り組むことが重要です。

(1) 家庭の役割

家庭は、生活するうえでの最も基礎的な単位であり、主な生活習慣を身につける場です。そのため、家庭を通じて、健やかな食習慣や生活習慣を身につけ、環境にやさしい地場産品を積極的に食卓に取り入れるなどして地域の食文化を次世代に伝えていくことが重要です。

(2) 地域の役割

地域の団体や自治会は、食育や地産地消の推進を地域の課題として共有し、地域の中で行動していくことが重要です。

食育や地産地消活動において、団体や自治会等は地域の人たちに活動場所を提供するとともに、活動に参加するよう呼びかけるなど、活動の活性化に努めることが重要です。さまざまな食育体験の活動の輪を広げることで地域愛を育みながらつながりを強化し、食育による健康づくりや地産地消の推進を地域で支えていくことが期待されます。

(3) こども園・学校の役割

こども園・学校等は、子どもたちが多くの時間を過ごす場です。子どもが健康を保持・増進していけるよう、健康管理の方法を学ぶとともに、食に関する体験や知識を得るきっかけづくりに努めていく必要があります。

また、子どもの頃から農林水産業の体験活動等を通じて食材と触れあうことで、食への関心や感謝の気持ちを育むことが重要です。

(4) 生産者、生産者団体等の役割

生産者及び生産者団体は、安全安心な農産物の安定供給、販売を通じて地産地消への取り組みを進めるとともに、関係団体と連携して食育活動の推進に寄与することが重要です。

また、地場産物の利用促進を図るため、消費者や実需者のニーズにあわせた食品の加工や他産業と連携した新食品の開発や販売に寄与することも重要です。

(5) 行政の役割

第3次計画を広く住民に浸透させるとともに、住民が食育や地産地消に取り組み、地域活性化につながるように町全体で支える仕組みづくりが必要です。関係する担当部局が連携・協力し、全庁的に計画の推進に取り組む必要があります。また、庁内だけではなくこども園や学校、生産者、販売業者、食育・地産地消に関わる各種団体等とも連携・協力して計画の推進に努めるものとしてします。

2. 計画の評価・点検

第3次計画は、令和9（2027）年度を目標年度としています。計画期間内において実施されている取り組みについての調査や評価を定期的に行い、効果的な取り組みを展開していくとともに、目標年度には第3次計画の取り組みや達成状況等を評価し、次期計画に反映していきます。



資料編

1. 食育・地産地消に関する取り組みの紹介

●食文化の継承のための活動への支援等

取り組み	目的・内容	対象
マザーズカフェ	妊娠中や産後の生活について理解を深めるため、助産師等によるミニ講座を実施。また、栄養士による手作りおやつを試食しながら、母親同士の交流を図る。	妊婦、産後の母親
離乳食教室	乳児の発達にあわせた離乳食の形態や味つけ等について学ぶことを目的に、離乳食の進め方についての話や調理実習を行う。	3～10 か月までの乳児とその保護者
乳幼児健診	乳幼児の月齢に応じた発達や発育状況を保護者とともに確認することを目的に、計測、内科診察、栄養・歯科指導、保健指導を行う。	6～7か月、1歳半、2歳、3歳の乳幼児とその保護者
すくすく広場	母子の交流や育児不安の軽減を目的として、育児相談や栄養相談、計測、レクレーション（親子ふれあい遊び、ミュージックケア）、おやつ作り等を行う。	乳幼児とその保護者
食生活に関する啓発活動	町内のイベントにて、パネル展示、資料配布、試食の提供等を通して、「野菜摂取」や「減塩」についての知識の普及、啓発を行う。	住民
食生活改善指導	特定保健指導対象者等に対し、家庭での食事において、実践可能な改善策の提案を行う。	特定保健指導対象 住民
介護予防教室	高齢期の食事（栄養バランス、量）についてのアドバイスを行う。	高齢者

●こども園・学校等における食育の推進

取り組み	目的・内容	対象
給食だよりの実施	給食だよりを月1回発行し、幼児期から学齢期までの食の重要性を伝える。	園児、小学生、中学生
食育の日	毎月19日に、お箸の持ち方、栄養、季節食について等、食の情報を提供する。	園児
アレルギー食への対応	栄養価が不足しないよう、代替食を提供する。	園児
給食参観	保護者に対し、こども園の給食の試食を行う。	園児、保護者
給食メニューの掲示	毎日の給食のメニューと食事の掲示を行う。	園児、保護者
食育指導	早寝、早起き、朝ごはんという基本の生活リズムを推奨し、朝食の欠食率を0%により近づけるように指導を行う。	
全校給食による食育の推進	全校給食の特色を活かし、給食の時間を通して人間関係を深める。	小学生 中学生
学校給食への地場産食材の利用	学校給食に地場産の旬の食材を活用し、生産者への感謝の気持ちを育む。	小学生 中学生
こども食育教室	朝食の大切さや、栄養バランスについての理解を深める指導を行う。	小学生
肥満傾向児童への指導	毎日、体重測定を実践し、保護者に結果を報告する。夏休み前に食生活についての参考資料を配付する。	肥満傾向の小学生
食物アレルギー調査及び対応	学校給食での食物アレルギー対応食を実施する。給食センターと連携し、家庭との連絡を密にしながら対応していく。	小学校 中学校
児童への夕食作り指導	合宿通学事業において、夕食作りの指導を行う。	小学生

●地域における食生活の改善のための取り組みの推進

取り組み	目的・内容	対象
健康教室 健康相談 訪問指導	健康づくりや生活習慣病予防を目的とした教室を開催。 個別に健康相談や訪問指導等を行う。	住民
食いきいき隊の 活動支援	活動に必要な知識・技術を身につけることを目的に、栄養・食生活・健康に関する研修会を開催する。	食いきいき隊

●生産者と消費者の交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

取り組み	目的・内容	対象
収穫祭	地域で田植え体験をしたお米をおにぎりにして、収穫に感謝する心を育む。 学校農園で育てた野菜の収穫に感謝する心を育む。 お米の研究について発表する。(5年生)	小学生
魚さばき教室	地引き網体験活動の事前指導として、魚のさばき方を学ぶ。	小学生
地引き網体験活動	地引き網を体験することで、地元でとれる魚を知り、漁業に対する理解を深める。	小学生
総合学習 (梅の学習)	町の特産品である梅について、生産者の話を聞いてから梅の収穫を体験したり、加工品作りを体験したりすることで生産者との交流を図る。作った加工品は給食にも活用する。	小学生
総合学習 (きのこの活動)	地域の産物「しいたけ」について知ろうという題材で、生産組合の方を招き、しいたけ栽培についての話を聞き、「しいたけ」を使っの調理実習を行う。	小学生
総合学習 (へしこ作り体験活動)	大島の特産物であるへしこ作りを体験する。作ったへしこを給食で活用する。	小学生
魚調理体験活動	漁業関係者に直接地魚の調理方法などを学び、味わう。 魚に興味を持つことにより、家庭でも地魚を食する機会を増やす。	中学生

取り組み	目的・内容	対象
一次産業体験学習	一次産業体験を通し、生産者と交流する。町の生産品について知ることで、郷土への愛着を深める。	小学生 中学生
エコツーリズム推進	自然環境や歴史文化など、町固有の魅力を観光客に伝えることにより、都市部との交流の定着及び地域の活性化を図る。	住民 観光客
八ヶ峰家族旅行村管理運営	旅行村エリア内にある観光資源の管理運営をする。	住民 観光客
久田の里森林公園管理運営	人と森林、緑が交流することを目的に管理運営する。	住民 観光客
頭巾山青少年旅行村管理運営	魅力ある素材を有する「名田の荘」と称される郷に滞在することで歴史と文化を体感し、豊かな自然環境の中でスポーツに興じ、都市と農山村との交流の場として管理運営する。	住民 観光客

●食文化の継承のための活動への支援等

取り組み	目的・内容	対象
世代間交流保育	高齢者とふれあいながら“食”にまつわる体験をする。 ・よもぎ団子作り（柏餅・ちまき） ・もち米の田植え～収穫（かかし作り、もちつき）	園児 （3歳以上）
郷土料理、伝承料理教室	地域の郷土料理、伝承料理についての話を聞き、調理実習を行う。	住民 小学生 中学生
学校給食への地場産食材の利用	学校給食に地場産の旬の食材を活用し、生産者への感謝の気持ちを育む。	小学生 中学生
就農総合支援事業	新規就農者の確保と定着を図るため、農業体験の場の提供や住宅支援等を行う。	住民 大学生 就農希望者
ジビエ特産事業	ジビエ料理の開発を支援する。	住民
「お～い★さかな君」発掘育成事業	漁業に従事することを希望する若者の自立に向けた支援を行う。	住民 漁業就労希望者

●地域の農林水産物の利用の促進

取り組み	目的・内容	対象
農林水産物加工開発支援事業	地元産品を活用した魅力ある特産品づくりの推進を図る。	一次産業者 特産品加工団体
水産加工センター管理事業	水産物の加工品製造により水産業の振興を図るため、水産加工センターを管理運営する。	施設利用者
農産加工センター管理事業	地元農産物を原材料とした特産品を製造し、地場産業の振興を図るため、農産加工センターを管理運営する。	施設管理者
きのこセンター管理運営事業	町の特産品である「しいたけ」の生産拡大を目的に、しいたけ菌床培養施設及び菌床しいたけ栽培施設を管理運営する。	施設管理者
賑わい創出施設運営	町内の商工業及び農林漁業の活性化、賑わい創出を目的に農林水産物の直売機能を持った道の駅施設を運営する。	住民 観光客
情報交差点管理運営	町内外の道路利用者へのサービスと地元おおい町の情報発信のための場として管理運営する。	住民 観光客
あきない館運営	町内のそば、漬物、惣菜等の自然食品等の特産品を展示即売する施設を管理運営する。	住民 観光客
頭巾山青少年旅行村管理運営	道の駅「名田庄」や食事処「よってっ亭」による農林産物の販売等の管理運営、食事メニューへの利用を促進する。	住民 観光客
コシヒカリ等給食推進事業	学校給食において、おおい町産コシヒカリ等を提供することで、米飯給食の推進及び米の生産拡大を図る。	小学校 中学校
学校給食への地場産食材の利用	地域の旬の食材を活用した学校給食を実施する。	小学校 中学校
道の駅直売所特産品販売	大飯、名田庄それぞれの道の駅特産品販売所にて地場産物の提供を行う。	住民 観光客
道の駅うみんびあ大飯情報発信	道の駅「うみんびあ大飯」のホームページに、日々の地場産食材の入荷状況を掲載する。	住民 観光客

取り組み	目的・内容	対象
道の駅「うみんぴあ大飯」出荷者奨励補助	道の駅「うみんぴあ大飯」へのお荷者に対し、奨励金の交付を実施する。	道の駅お荷者
特産品の情報発信	ホームページや SNS を活用し、特産品の情報発信を行う。	住民 観光客
道の駅「うみんぴあ大飯」販わい創出イベント開催	道の駅「うみんぴあ大飯」にて定期的にイベントを開催し、地場産物の販売促進や PR を行う。	住民 観光客
町内宿泊施設における特産品の提供	町内宿泊施設にて、地場産品を利用したメニューの提供を行う。	住民 観光客
水田利活用自給力向上事業	農産物のお荷者に対し助成を行うことで、自給率の向上を図る。	住民
園芸農業活性化事業	直売所等へのお荷者に対し、ビニールハウスの整備にかかる助成を行う。	住民

2. 計画の策定経過

年 月 日	内容
令和5年1月16日 ~31日	住民アンケート実施
令和5年2月7日	第1回おい町食育・地産地消推進計画策定委員会
令和5年3月1日	第2回おい町食育・地産地消推進計画策定委員会
令和5年3月20日	第3回おい町食育・地産地消推進計画策定委員会
令和5年3月24日 ~28日	パブリックコメント実施
令和5年3月30日	第4回おい町食育・地産地消推進計画策定委員会

3. おおい町食育・地産地消推進計画策定委員会委員名簿

氏 名	所属等
委員長 國久 博一	認定農業者
副委員長 浦松 信治	福井県農業協同組合 大飯支店
上佐近 幸代	大島漁業協同組合
山下 朱美	株式会社 おおい
尼谷 繁和	株式会社 名田庄商会
古石 末子	きのこと星の町おいネットワーク
堤 浩崇	福井県 嶺南振興局 農業経営支援部
芝 弥千代	おい町 住民窓口課
福島 順子	おい町 すこやか健康課
早川 政江	おい町 商工観光課
中塚 淳子	おい町 学校教育課
竹原 圭子	おい町 学校給食センター

(敬称略、順不同)

4. おおい町食育・地産地消推進計画策定委員会設置要綱

おおい町食育・地産地消推進計画策定委員会設置要綱

〔平成23年12月28日
告示第 120 号〕

改正 平成29年11月1日告示第243号
令和2年4月1日告示第131号

(目的)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項に規定する食育の推進に関する施策についての計画及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第41条第1項に規定する地域の農林水産物の利用の促進についての計画(以下「おおい町食育・地産地消推進計画」という。)の策定にあたり、必要な事項を検討するため、おおい町食育・地産地消推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、おおい町食育・地産地消推進計画の策定について必要な事項を審議し、その結果を町長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員18名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱又は任命する。

- (1) 農林漁業関係者
- (2) 農林水産物の加工、流通及び販売関係者
- (3) 消費者
- (4) 県職員
- (5) 町職員
- (6) その他町長が適当と認める者

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、委員の互選による。

5 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

6 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める報告のあった日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり議事を整理する。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことはできない。

4 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、農林水産課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月1日告示第243号)

この告示は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日告示第131号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

5. おおい町地産地消の推進に関する条例

平成22年9月24日

条例第17号

おおい町は、海や山、川、里などの豊かな自然に恵まれた地域で、古くからその恩恵を受けて産業を興し、栄えてきた。

しかし、急速な少子高齢化の進展や社会構造の変化に伴い、農林漁業従事者の減少、担い手不足等、地域産業を取り巻く環境は、極めて深刻な状況にある。こうした中、農山漁村地域の活力や食料自給率の低下、地域木材の利活用の低迷による荒廃森林の発生などが危惧されており、地域産業全体に活力を取り戻すための全町的な取り組みが求められている。

さらに、安全な「食」に対する関心の高まりとともに、健康な身体で豊かな生活を送るための「食」の力が見直されてきている。

また、水源かん養機能を有する水源地域の森林は、安全で良質な水の安定的な供給に重要な役割を果たすとともに、農業用水の確保や豊かな漁場の維持に大きく寄与していることから、その役割が評価されてきている。

このような中で、「地産地消」は、私たち一人ひとりが「食」の大切さや食生活の重要性を認識するとともに、町の農林水産業の活性化や食育との相乗効果をも生み出すことのできる有効な取組である。

ここに、「地産地消」を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本町における地産地消の推進に関し、基本理念を定め、町の責務並びに生産者、事業者及び町民の役割を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定め、安全で安心な町内農産物等の供給、本町の農林水産業の持続的な発展及び活力ある農山漁村の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地産地消 町内農産物等を町内で消費することをいう。
- (2) 町内農産物等 町内で生産された農林水産物及びこれらを町内で加工した食品をいう。
- (3) 生産者 町内で農林水産物を生産する個人及び団体をいう。
- (4) 事業者 町内で食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う個人及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 地産地消の推進のための基本理念(以下「基本理念」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地産地消の推進は、町、生産者、事業者及び町民が連携し、農林水産業の取組及び町内農産物等の情報を共有することを通じて信頼関係を構築し、互いの立場を理解し、協力しながら行うものとする。
- (2) 地産地消の推進は、安全で安心な町内農産物等を町民に供給することができる仕組みを構築しながら行うものとする。
- (3) 地産地消の推進は、地域の食文化の継承に資するとともに、地域の活性化につながるよう行うものとする。
- (4) 地産地消の推進は、町民の意見等を積極的に取り入れながら町が施策として取り組むとともに、その自発的な取組を促進しながら行うものとする。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念にのっとり、生産者、事業者及び町民と連携し、かつ、協力して、地産地消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 町は、その設置する公の施設又はその主催する催しにおいて、農林水産物又はこれらを加工したものの提供を行うときは、町内農産物等を優先的に提供するよう努めるものとする。

(生産者の役割)

第5条 生産者は、基本理念にのっとり、より安全で安心な農林水産物の生産に係る自らの責任を自覚するとともに、消費者の意向を反映した質の高い農林水産物の生産に努めるものとする。

- 2 生産者は、農林水産物の品質等に関する情報を町、事業者及び消費者に積極的に提供するよう努めるものとする。
- 3 生産者は、町、事業者及び町民が行う地産地消を推進するための取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、町内農産物等を優先的に取り扱い、又は使用するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、地産地消の推進のため、町が実施する取組に協力するとともに、生産者及び町民と連携した自主的な取組を行うよう努めるものとする。

(町民の役割)

第7条 町民は、基本理念にのっとり、農林水産業が果たしてきた多面にわたる機能に対する理解を深めるとともに、町内農産物等を優先的に消費するよう努めるものとする。

- 2 町民は、より安全で安心な農林水産物を生産する生産者の取組を尊重するとともに、町、生産者及び事業者と連携し、かつ、協力して、積極的に地産地消に取り組むよう努めるものとする。

(地産地消の推進に関する計画)

第8条 町長は、地産地消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地産地消の推進に関する計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

- 2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 地産地消の推進に関する施策についての基本的な方針
 - (2) 地産地消の推進の目標に関する事項
 - (3) 生産者、事業者又は町民が自発的に行う地産地消の推進に関する活動の促進に関する事項
 - (4) 地産地消の推進体制に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、地産地消を推進するために必要な事項
- 3 町長は、計画を策定し、又は変更するときは、生産者、事業者及び町民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 町長は、計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(地産地消に関する啓発活動)

第9条 町は、地産地消に対する町民の関心及び理解を深めるとともに、生産者、事業者及び町民が地産地消に関する情報を共有し、相互理解を深めていくため、情報の提供、啓発活動その他必要な施策を実施するものとする。

(食育との連携)

第10条 町は、地産地消に関する施策の策定及び実施に当たっては、食育に関する施策との連携を図り、効果的に行うものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6. 食育基本法（抜粋）

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

7. 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（抜粋）

第二節 基本方針等

（基本方針）

第四十条 農林水産大臣は、地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項
- 二 地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項
- 三 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項
- 四 その他地域の農林水産物の利用の促進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県及び市町村の促進計画）

第四十一条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（次項及び次条第二項において「促進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第三節 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策

（地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備）

第四十二条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、直売所（農林水産物及びその加工品（以下この章において「農林水産物等」という。）をその生産者等が消費者に販売するため、生産者等その他の多様な主体によって開設された施設をいう。以下この章において同じ。）その他の地域の農林水産物の利用の促進に寄与する農林水産物の生産、加工、流通、販売等のための施設等の基盤の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を促進計画の趣旨に適合する直売所の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該直売所の

設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進)

第四十三条 国及び地方公共団体は、直売所等を利用した地域の農林水産物の利用を促進するため、情報通信技術を利用した農林水産物等の販売状況を管理するシステムの導入等による直売所の運営及び機能の高度化、直売所間の連携の確保及び強化、販売する地域の特性等に応じた多様な場所や形態で行う販売の方式の支援、既存の施設の活用の促進、生産者等による農林水産物の加工品の開発の促進、直売所等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、農林水産物の生産された地域内の学校給食その他の給食、食品関連事業(食品の製造若しくは加工又は食事の提供を行う事業をいう。以下この章において同じ。)等における地域の農林水産物の利用の推進に関する活動を促進するため、農林水産物の生産者と栄養教諭その他の教育関係者や食品関連事業を行う者(以下この章において「食品関連事業者」という。)その他の農林水産物を利用する事業者との連携の強化、地域の農林水産物及びこれを利用している事業者等に係る情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保)

第四十五条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するに当たっては、地域の消費者及び食品関連事業者等の多様な需要並びに地域の農林水産物の生産量の変動、流通に係る経費等の課題に対応した農林水産物の安定的な供給を確保するため、農山漁村及び都市のそれぞれの地域において、その特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制を整備するとともに、地域における流通に係る事業者との連携等により適切かつ効率的な地域の農林水産物に係る流通を確保するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等)

第四十六条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を通じて、食育の推進及び生産者と消費者との交流が図られるよう、地域の農林水産物の生産、販売等の体験活動(学校等において行われる実習を含む。)の促進、学校給食等における児童及び生徒と農林水産物の生産者との交流の機会の提供、地域における伝統的な食文化を伝承する活動等に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第3次おい町食育・地産地消推進計画

令和5年3月

発行 おおい町
編集 おおい町農林水産課
〒919-2111
福井県大飯郡おい町本郷 136-1-1
電話 (0770) 77-4055
FAX (0770) 77-1289
Eメール nousui@town.ohi.lg.jp

